

資料編

資料編 目次

《人口等の将来推計》

○日本の人口の推移	… 1
○消防本部管轄人口規模別 推計人口の推移	… 1
○居住地域・無居住地域の推移	… 2
○年齢階層別 搬送割合	… 3
○消防本部規模別 1 消防本部あたり救急搬送人員数の推移	… 3

《消防機関の体制と施設・人員等》

○消防本部の現況	… 4
○消防本部数と常備化率	… 5
○消防本部の規模	… 6
○地方公共団体の総職員数の推移	… 7
○消防団員数の推移	… 8
○市町村の消防組織の数の推移	… 8
○消防本部規模別 「消防力の整備指針」に基づく消防車両・職員等の整備率	… 9
○消防本部規模別 救急隊員・救助隊員の専任率	…10
○消防本部規模別 予防技術資格者充足率	…10

《消防機関の活動状況》

○消防機関の出動件数	…11
○消防職員の出動延人員数	…11
○消防吏員 1 人あたり年間火災出動件数、救急隊 1 隊あたり年間救急出動件数	…12
○救急自動車による平均現場到着所要時間（救急事故の覚知から現場到着まで）	…13
○消防本部規模別 覚知から放水までの時間	…13
○消防本部の規模別の立入検査の実施状況	…14
○重大な消防法令違反に対する対応状況（特定防火対象物に係るもの）	…14

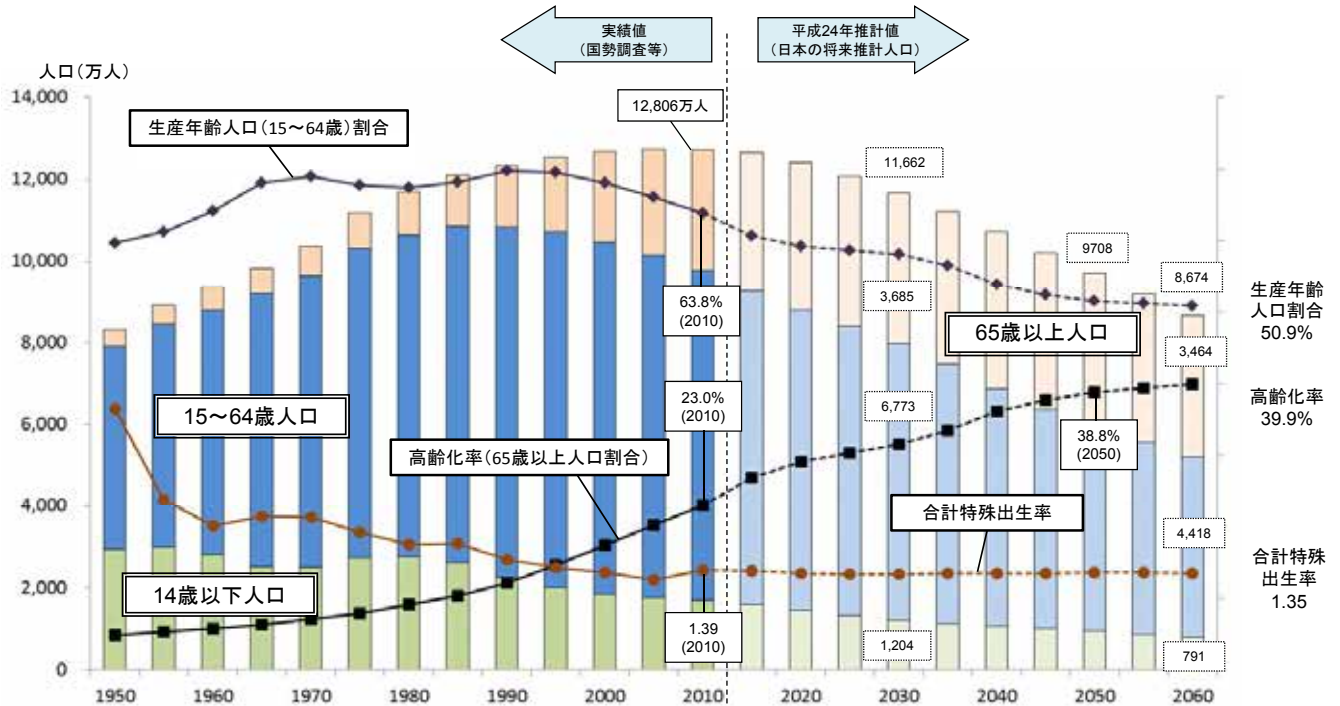
《消防の広域化》

○消防の広域化の経緯	…16
○市町村の消防の広域化の推進スキーム	…18

○消防の広域化に対する財政措置	…18
○広域化により期待できるメリット	…19
○平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績	…21
○消防広域化重点地域の指定状況	…22
○広域化による効果等の実態調査の結果について	…23
○都道府県における消防の広域化推進の取組について	…26
《消防機関間の柔軟な連携・協力等》	
○消防の広域化と消防機関間の柔軟な連携・協力等のイメージ	…29
○消防指令業務の共同運用について	…30
○指令の共同運用における方式の比較	…33
○消防の応援協定について	…34
○予防業務の連携・協力・共同処理の例	…38
○消防分野での活用が想定される連携・協力・共同処理等の手法	…39
○推進スキーム（市町村合併と従来の消防の広域化との比較）	…41
《消防体制に関する基準の緩和について》	
○部隊等の編成に係る規制等について	…42
○救急隊の編成	…44
○救急隊編成基準緩和についての提案事例	…45
《参考》	
○小林恭一委員提出資料（第4回検討会）	…46

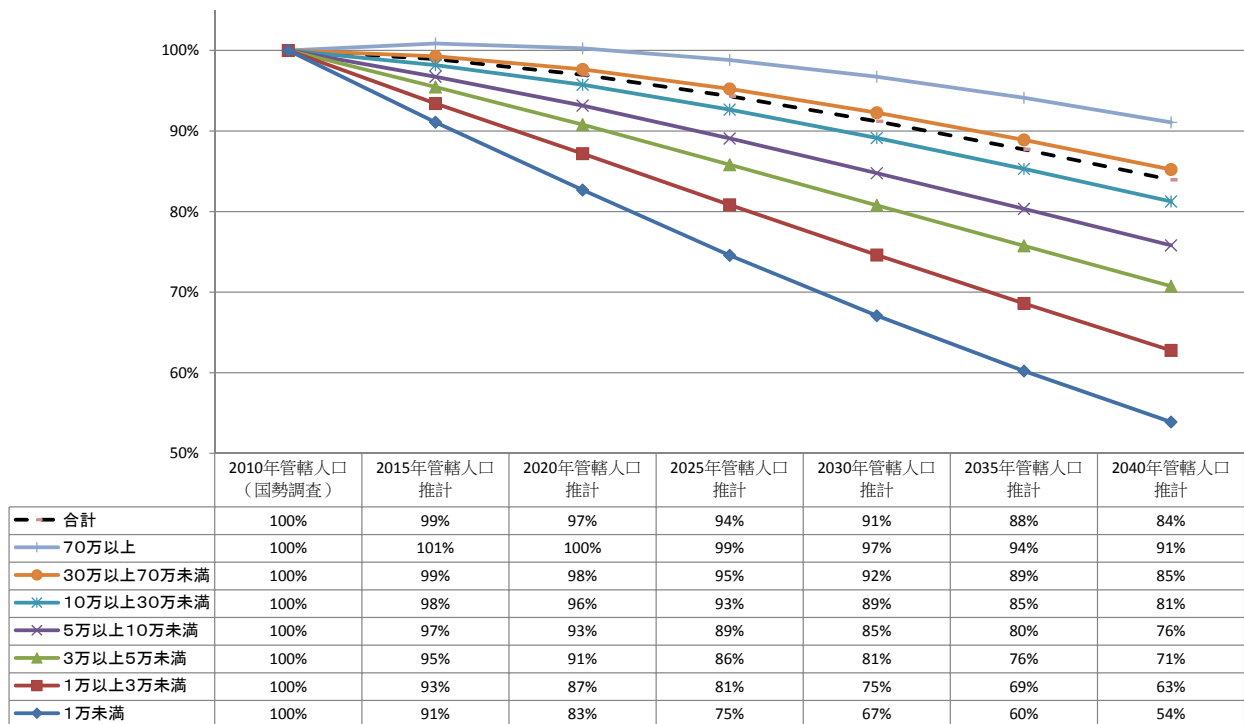
日本の人口の推移

○ 日本の人口は近年横ばいであり、人口減少局面を迎えている。2060年には総人口が9000万人を割り込み、高齢化率は40%近い水準になると推計されている。



(出所) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)厚生労働省「人口動態統計」

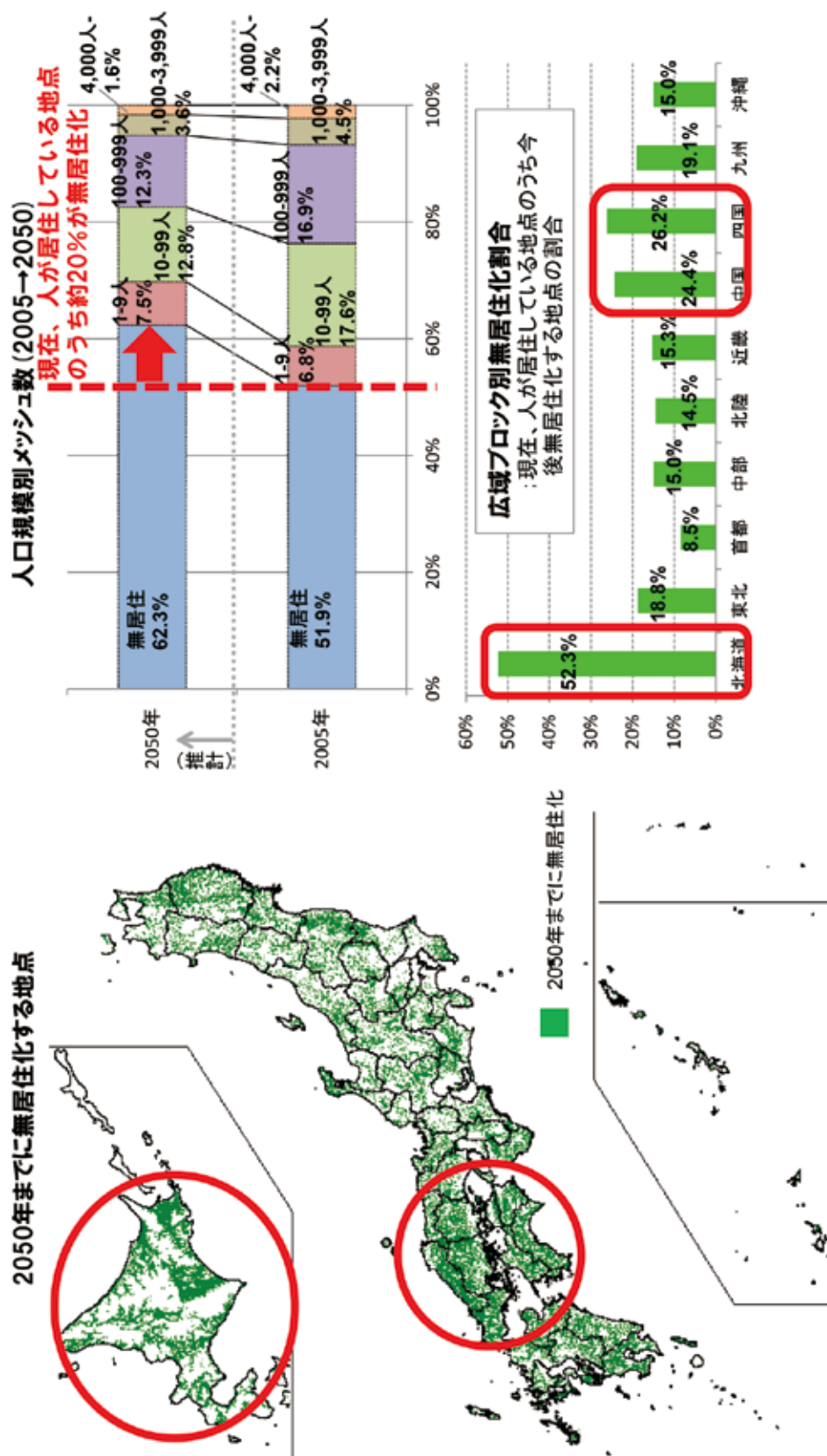
消防本部管轄人口規模別 推計人口の推移(2010年を1とした場合)



- ・ 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)』を、消防本部単位に組み替えて算出。
(平成25年3月1日以降に、広域化等が行われた消防本部については、平成27年4月1日現在に組み替えた。※福島県については除いている。)
- ・ 推計方法: コーホート要因法(ある年の男女・年齢別人口を基準として、人口動態率や移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算)
- ・ 基準人口: 「国勢調査報告」(総務省統計局)による平成22(2010)年10月1日現在、市区町村別、男女・年齢(5歳階級)別人口(総人口)

居住地域・無居住地域の推移

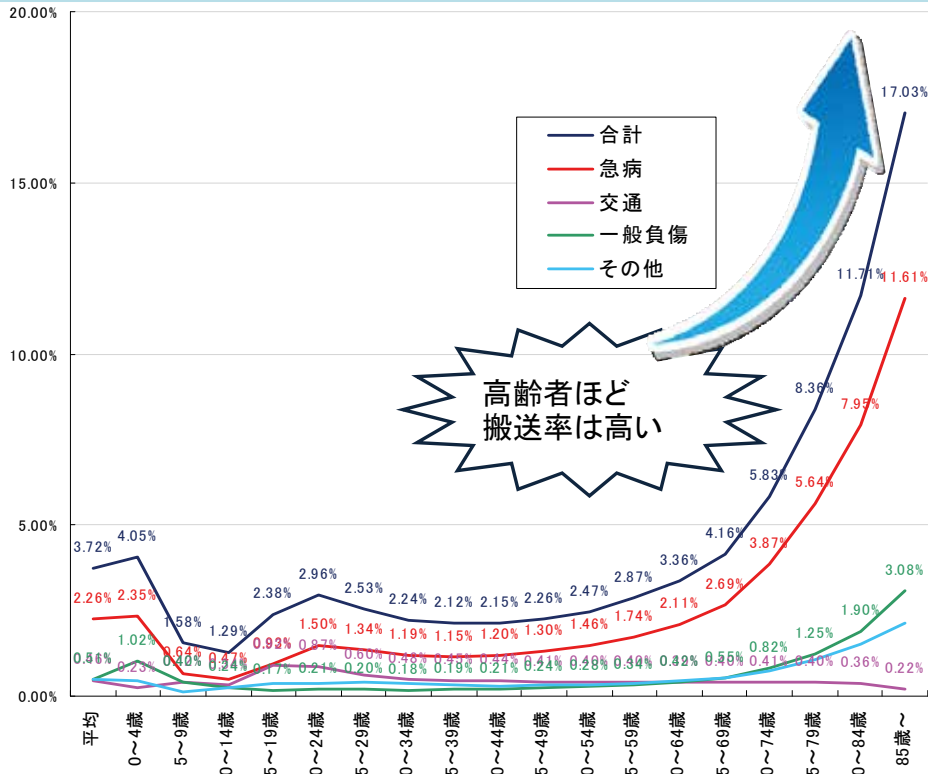
- 2050年までに、現在、人が居住している地域の約2割が無居住化。
- 現在、国土の約5割に人が居住しているが、約4割にまで減少。



出典:「国土の長期展望」中間とりまとめ 概要(平成23年2月21日国土審議会政策部会長期展望委員会)

年齢階層別 搬送割合

2007-2009年の全国における搬送割合（平均）を基に作成



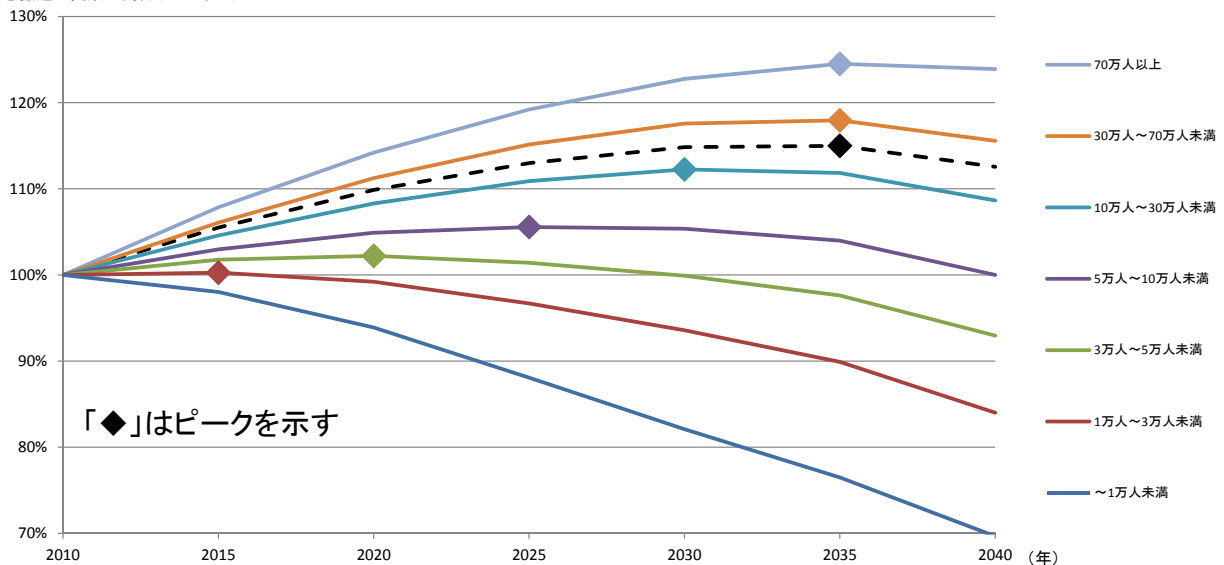
年間の救急搬送人員は平成19年～平成21年の実績値、人口は「各年10月1日現在人口（総務省）」を用いて、年齢階層別に算出した。

消防本部規模別 1消防本部あたり救急搬送人員数の推移 (2010年を1とした場合)

全国的に2035年頃まで救急需要は増加を続ける。

大規模な消防本部(管轄人口30万人以上)においては、全国平均を上回るペースで需要増が続く一方小規模な消防本部になるほど、需要増の割合が低く、需要のピークも早くなる傾向がある。また、非常に小規模な消防本部(管轄人口1万人未満)では、すでにピークを迎え、減少に転じていると考えられる。

救急搬送人員数の割合(2010年比)

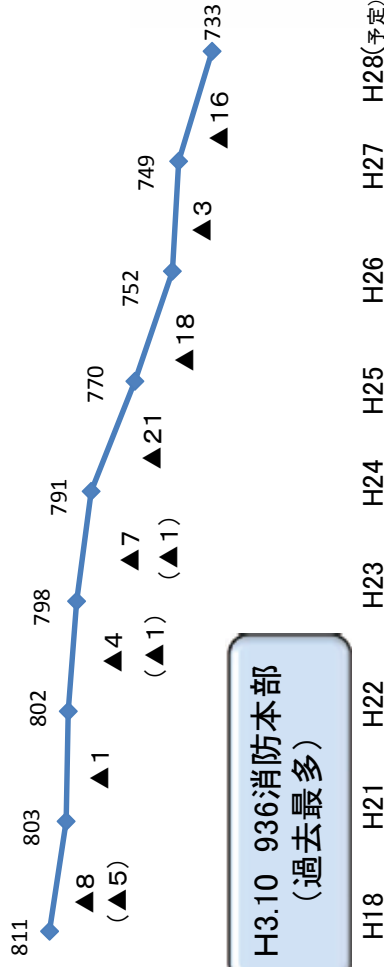


平成27年4月1日時点の消防本部により算出

国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)』をベースに、平成19年から平成21年の年齢別平均救急搬送率により算出(福島県の消防本部を除く。)

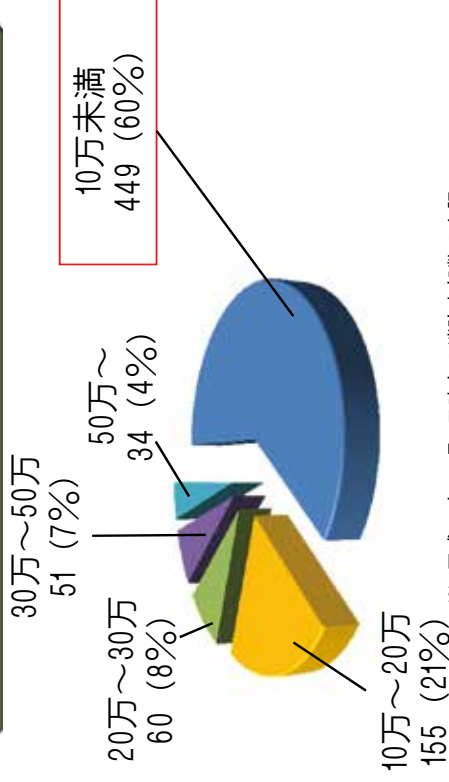
消防本部の現況

消防本部数の推移



※ 各年とも4月1日時点の消防本部数。平成27年のみ10月1日時点の数値
 ※ 市町村合併により減少した消防本部数は()に記載

管轄人口規模別本部数(全体749)



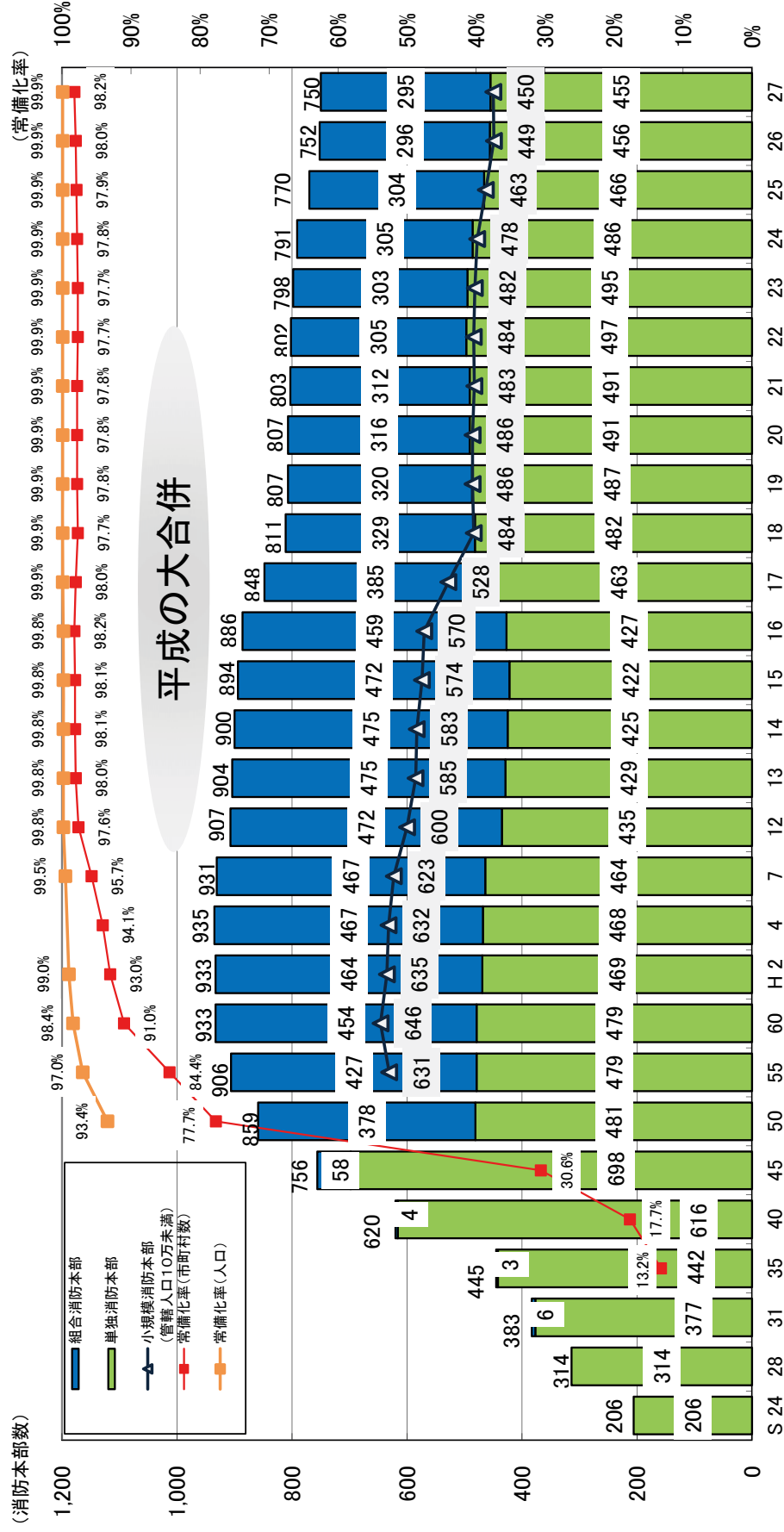
※ 平成27年10月1日時点の消防本部数の内訳
 ※ 管轄人口は平成27年3月31日現在(住民基本台帳人口)

管轄人口が10万未満の消防本部の現況

管轄人口規模	本部数		管轄人口 (平均)		職員定数 (平均)	
	H18.4	H27.4	H18.4	H27.4	H18.4	H27.4
～1万未満	11	15	6,594	7,077	26	31
1万～2万未満	30	29	16,196	16,282	45	53
2万～3万未満	64	68	25,639	25,090	56	62
3万～4万未満	82	76	34,980	34,996	62	75
4万～5万未満	70	52	44,786	45,123	82	82
5万～10万未満	230	211	71,868	72,850	107	118

※ 全国消防長会「消防現勢」に基づく平成27年4月1日現在の数値を用いて算出
 ※ 消防費の単位費用において標準団体は、人口10万あたり職員数129人

消防本部数と常備化率



○ 非常備町村一覧(計31町村、平成27年4月1日現在)

東京都: ○利島村 ○新島村 ○神津島村 ○御蔵島村 ○青ヶ島村 ○小笠原村

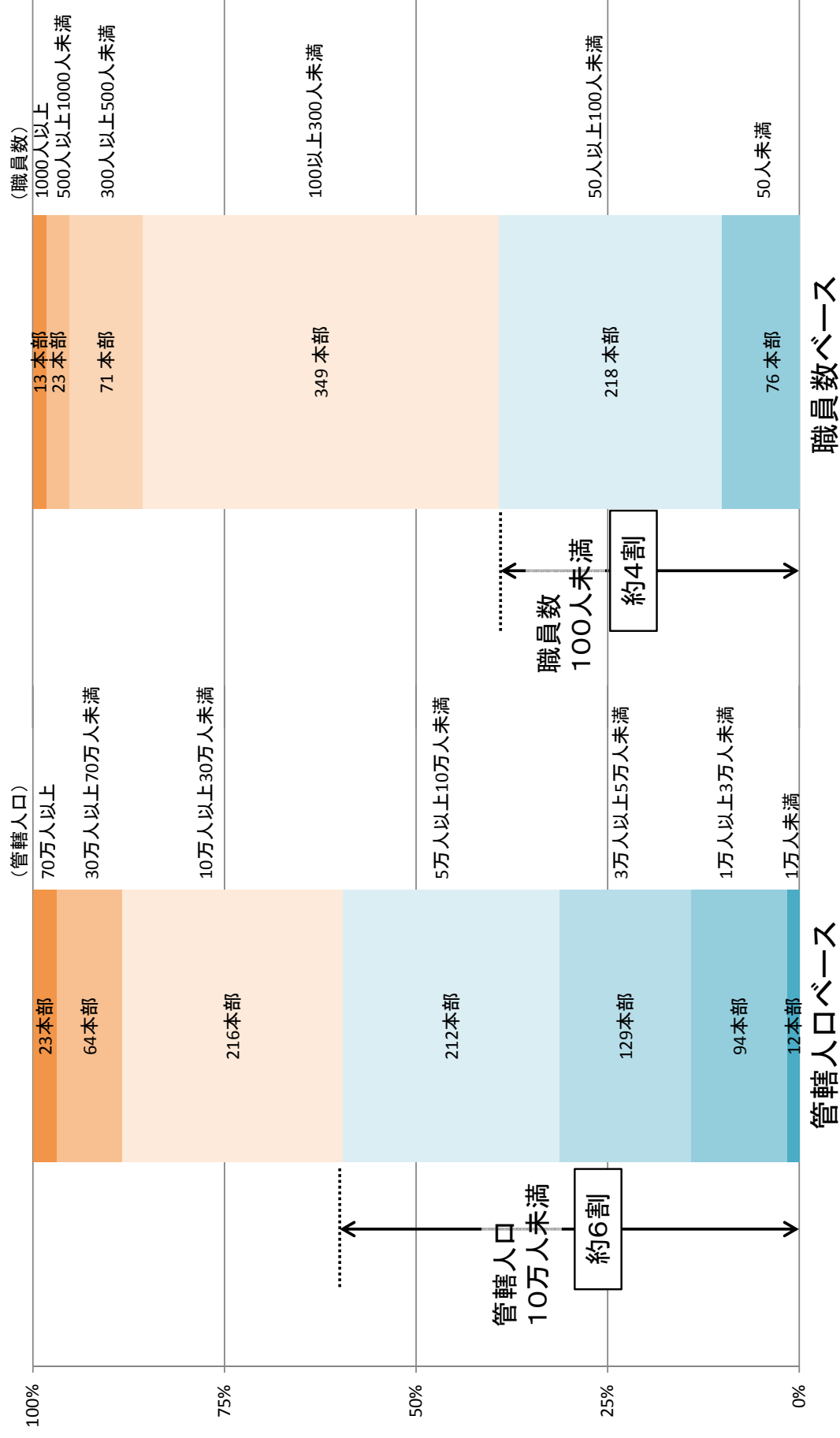
神奈川県: 清川村 和歌山県: 太地町、北山村 徳島県: 勝浦町、上勝町、佐那河内村

香川県: ○直島町 宮崎県: 西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町 鹿児島県: ○三島村 ○十島村

沖縄県: ○伊江村 ○渡嘉敷村 ○座間味村 ○粟国村 ○渡名喜村 ○南大東村 ○北大東村 ○伊平屋村 ○伊是名村 ○多良間村 ○与那国町 ○竹富町

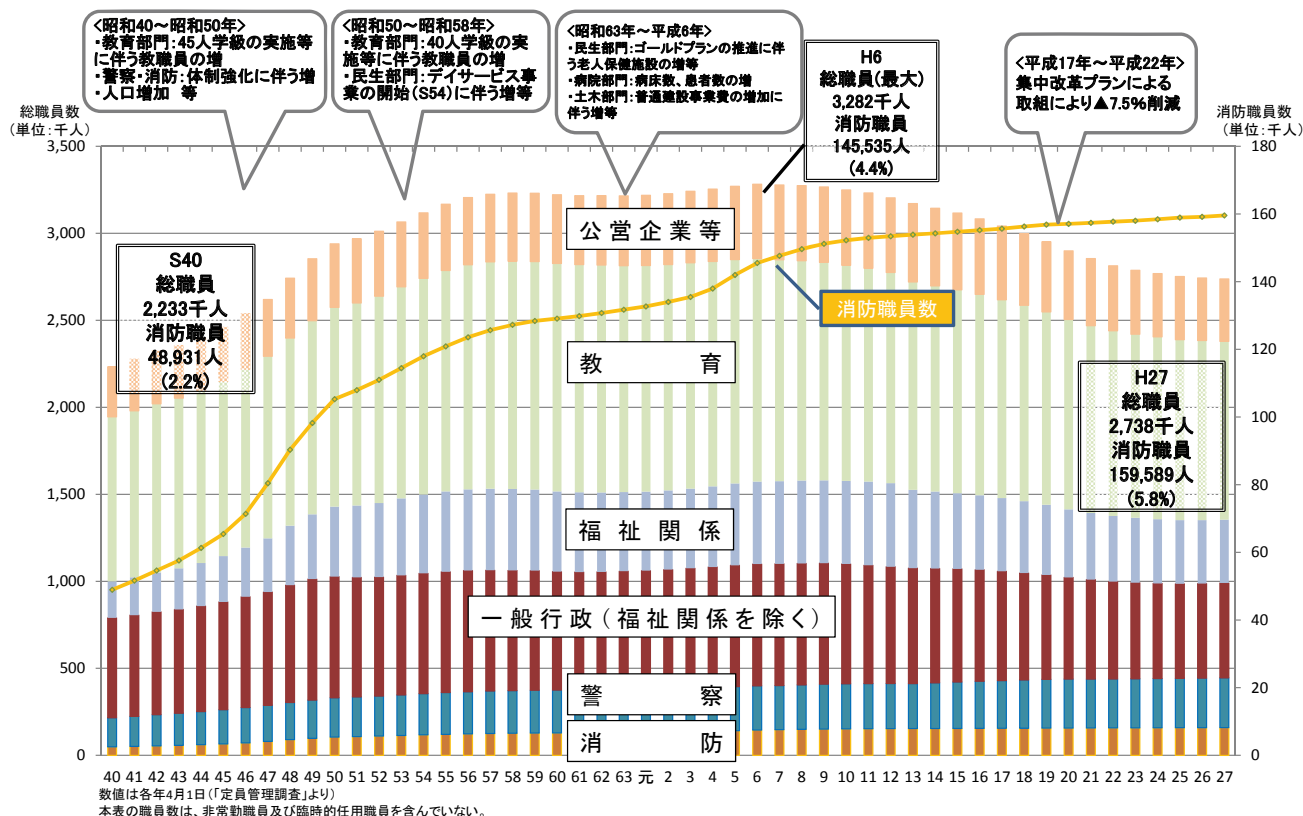
※ ○は、島を示す(21町村)

消防本部の規模



平成27年4月1日現在
人口は、平成22年国勢調査(平成22年10月1日現在)による。職員数は、平成27年度消防防災・震災対策現況調査(平成27年4月1日現在)による。

地方公共団体の総職員数の推移（S40～H27）

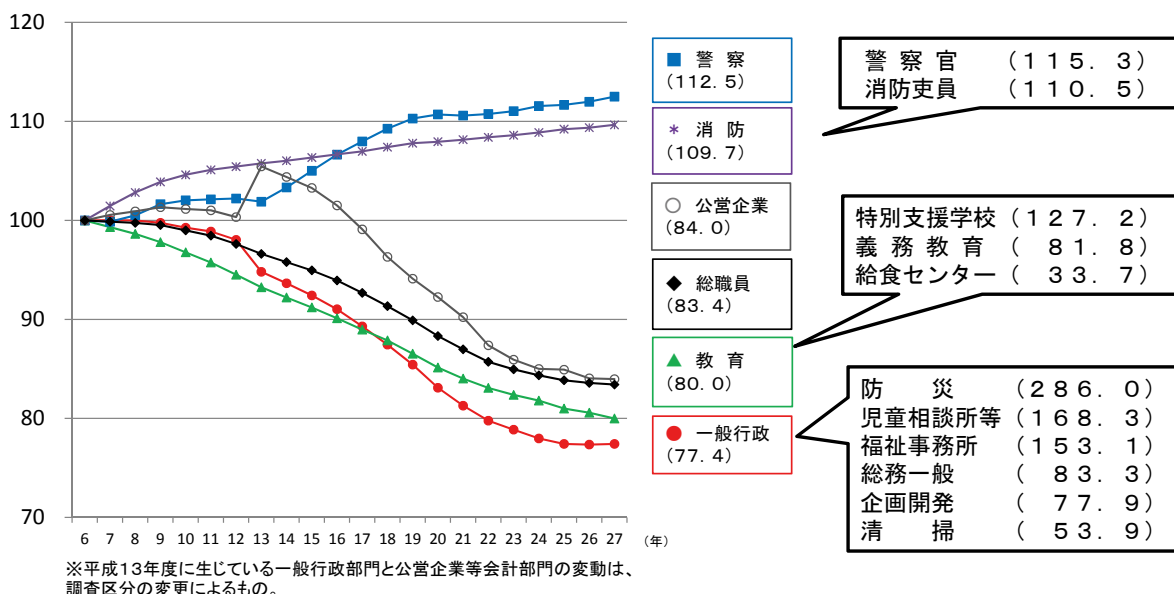


分野別 地方公共団体の職員数の推移（H6～H27）

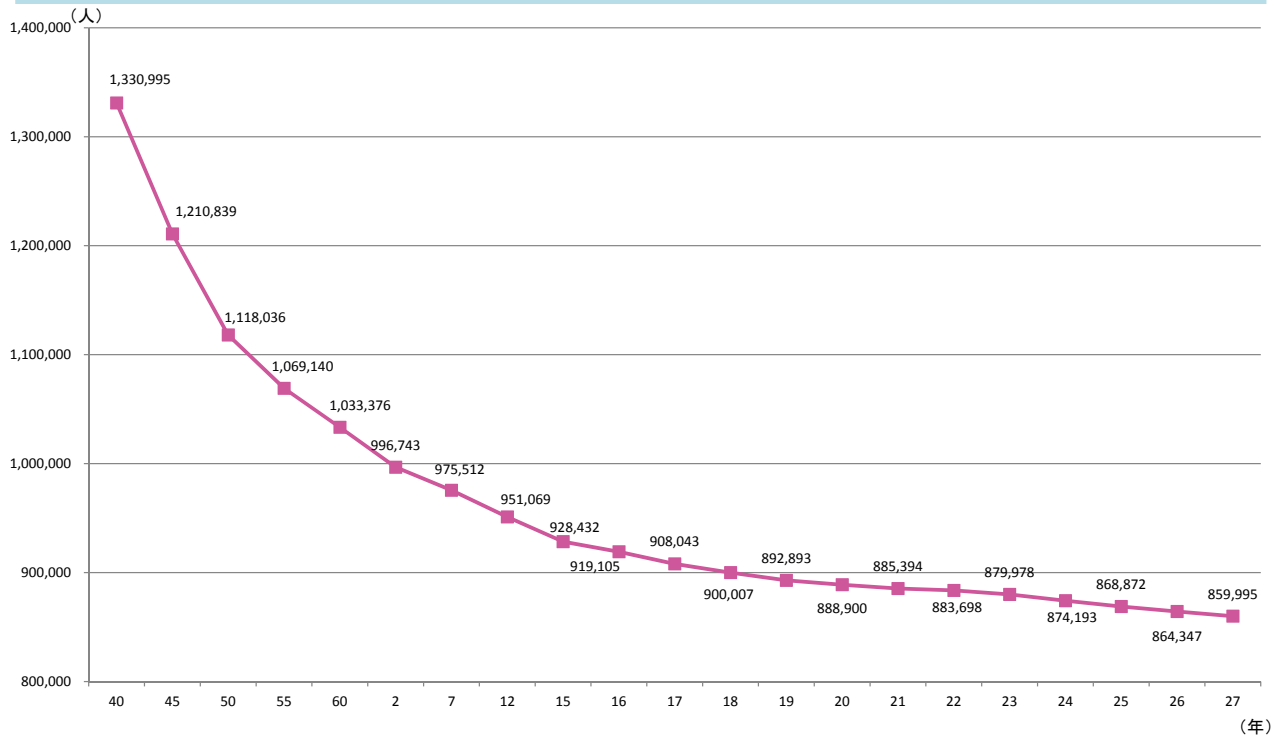
(平成27年4月1日現在)

- 部門別に見ると、対前年比で、一般行政部門・警察・消防部門で微増する中、教育部門等で減少。
一般行政部門においては、対平成6年比で▲2.3%と減少している中、防災は約2.9倍、児童相談所等は約1.7倍、福祉事務所は約1.5倍に増員。

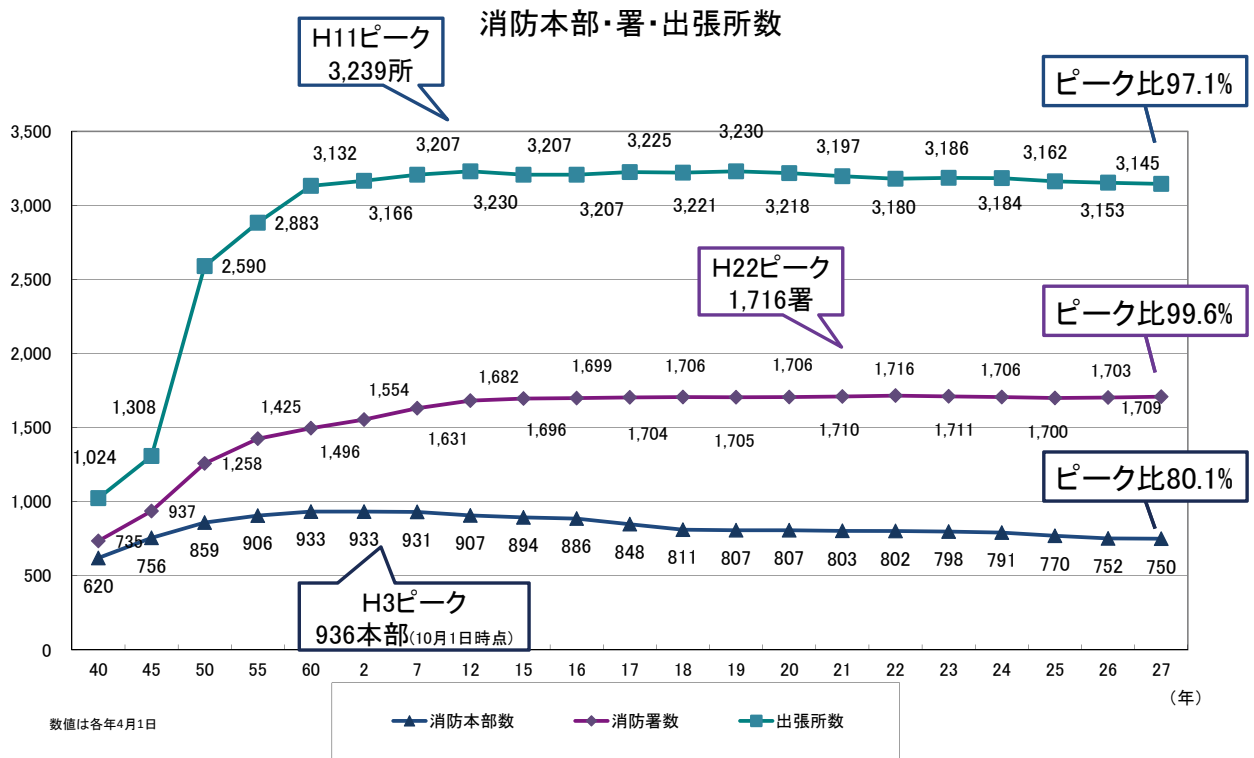
平成6年からの部門別職員数の推移(平成6年を100とした場合の指数)



消防団員数の推移



市町村の消防組織の数の推移



消防本部規模別「消防力の整備指針」に基づく消防車両・職員等の整備率

本部規模	ポンプ車	はしご自動車	化学消防車	救急車	救助工作車	水利	消防職員
70万人以上	96.8	99.1	96.5	93.2	96.5	93.8	91.8
30万人以上70万人未満	88.4	98.3	98.0	94.0	95.1	79.5	79.2
10万人以上30万人未満	91.8	93.7	89.0	92.6	89.4	70.9	74.4
5万人以上10万人未満	93.3	76.9	75.6	95.1	90.6	67.3	67.8
3万人以上5万人未満	96.2	50.8	78.2	97.7	91.0	59.0	64.5
1万人以上3万人未満	99.4	36.1	75.3	98.6	80.6	57.8	63.0
1万人未満	96.3	50.0	50.0	100.0	77.8	52.6	57.8
30万人以上小計	93.2	98.7	97.2	93.6	95.8	86.2	87.0
10万人未満小計	95.0	63.5	76.1	96.4	88.8	63.9	66.1
5万人未満小計	97.3	45.9	76.6	98.1	86.6	58.4	63.8
全計	93.3	86.4	85.7	94.3	91.2	73.6	77.4

※「消防力の整備指針」とは、

- (1) 市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域において、消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めるもの
- (2) 市町村に必要な施設及び人員は、管轄人口、区域、署の数等の客観的データに基づき算定された数値をもとに地域特性などを勘案して自ら決定し、計画的に整備を推進するもの

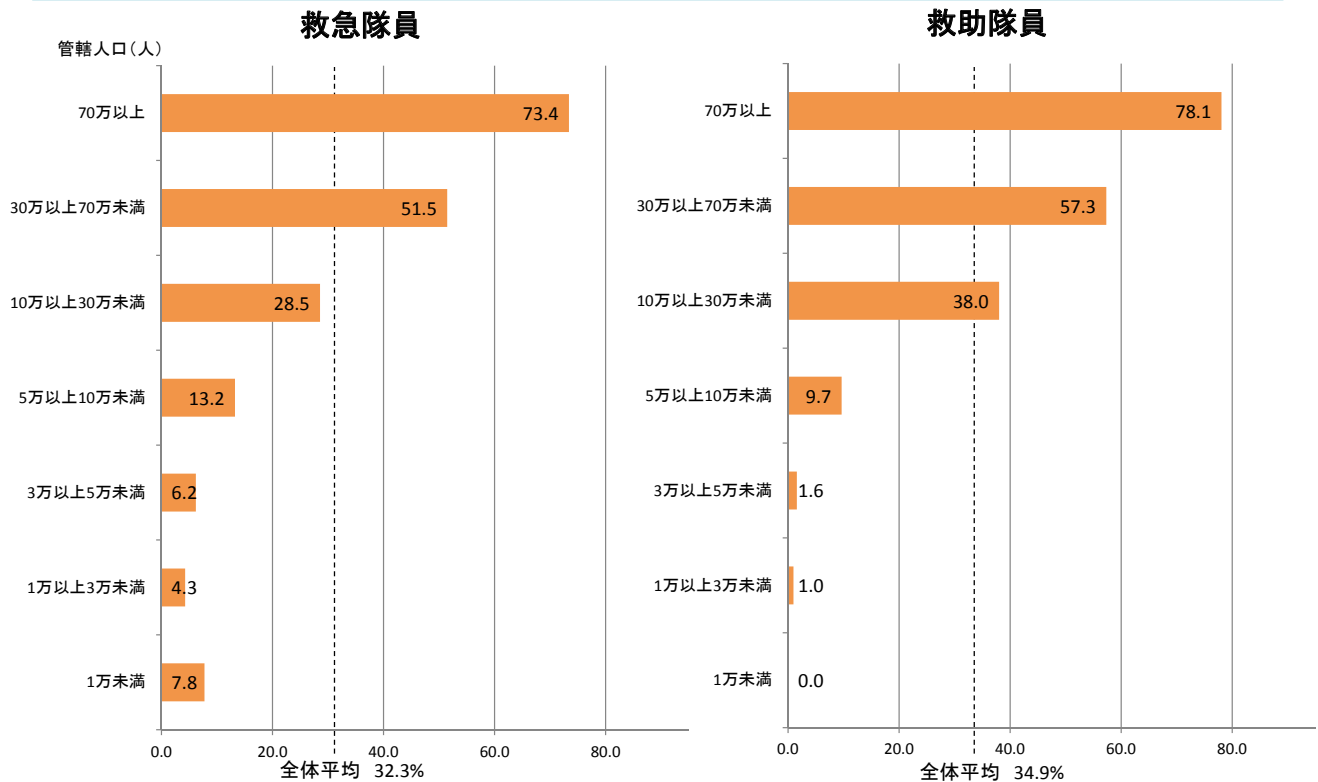
- (3) 消防組織法第37条「消防庁長官は、必要に応じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に対して助言を与え、勧告し、又は指導を行うことができる。」に基づき、消防庁長官が制定

※「消防施設整備計画実態調査」より(平成27年4月1日現在)

※本部の規模は平成27年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

※全体平均よりも整備率が低いものについて網掛けで表示している。

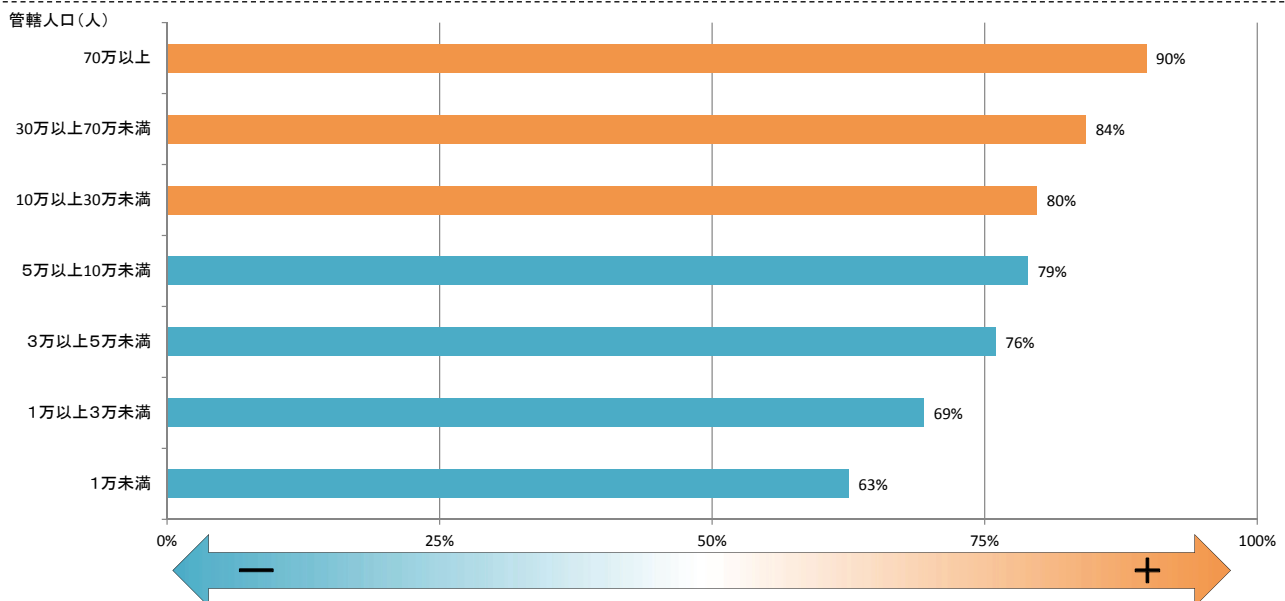
消防本部規模別 救急隊員・救助隊員の専任率



平成27年度救急・救助現況調査(H27.4.1現在)による
※消防本部数は平成27年4月1日時点、人口は平成22年10月1日現在の国勢調査による

消防本部規模別 予防技術資格者充足率 (資格者を配置している係の数／予防業務を担当している係の数)

小規模本部ほど、予防技術資格者の充足率が低い。



※1 予防技術資格者: 試験合格者(予防技術資格者として認定を受けた者のうち予防技術資格者の資格を定める件(平成17年消防庁告示第13号)第1条第1号に定める消防庁長官が指定する試験(予防技術検定)に合格した者)及び附則第4項適用者(予防技術資格者として認定を受けた者のうち予防技術資格者の資格を定める件(平成17年消防庁告示第13号)附則第4項各号の適用を受けた者)

※2 消防力の整備指針第32条第3項: 消防本部及び消防署において、火災の予防に関する業務等を的確に行うため、火災の予防を担当する係又は係に相当する組織には、当該消防本部及び消防署の管轄区域に存する防火対象物、危険物の製造所等の種類、規模等を勘案し、火災の予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして消防庁長官が定める資格を有する予防技術資格者を一人以上配置するものとする。

平成27年度防火対象物等実態等調査(H27.3.31現在)より作成
※消防本部数は平成27年4月1日時点、人口は平成22年10月1日現在の国勢調査による

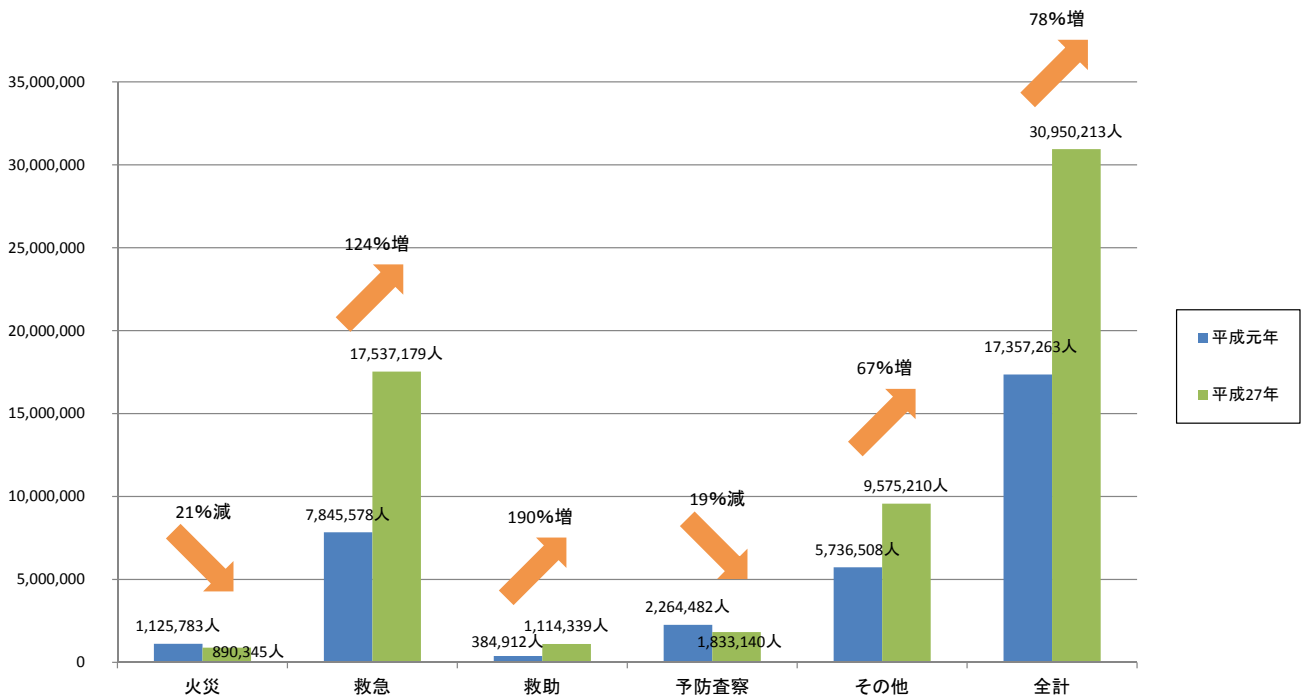
消防機関の出動件数(平成26年)

	消防本部		消防団	
火災	47,941	0.5%	33,664	5.2%
風水害等災害	12,898	0.1%	9,072	1.4%
救急	5,984,921	66.5%	738	0.1%
救助活動	88,505	1.0%	1,795	0.3%
演習・訓練等	476,048	5.3%	225,879	34.8%
広報・指導	377,008	4.2%	91,074	14.0%
警防調査	375,369	4.2%	15,311	2.4%
火災原因調査	45,853	0.5%	118	0.0%
特別警戒	93,228	1.0%	87,681	13.5%
搜索	3,293	0.0%	1,963	0.3%
予防査察	777,818	8.6%	1,656	0.3%
誤報等	36,137	0.4%	4,906	0.8%
その他	684,827	7.6%	176,049	27.1%
合計	9,003,846	100%	649,906	100%

救助活動: 災害現場における救助又は要救助者の生命、身体の危険排除のために出動したもの
 風水害等災害: 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、雪崩、その他異常な自然現象による災害
 警防調査: 水利、危険区域、対象物調査等
 火災調査: 火災の原因、損害調査
 特別警戒: 火災警報発令時、火災シーズン、台風時、花火大会、祭礼、競馬、競輪、運動競技、催物、歳末等における警戒出動
 搜索: 山岳遭難、水難、航空機、船舶の搜索
 その他: 警察との協力、焼跡処理、公共作業、危険排除等

平成27年度消防白書(H26.1.1～H26.12.31)より

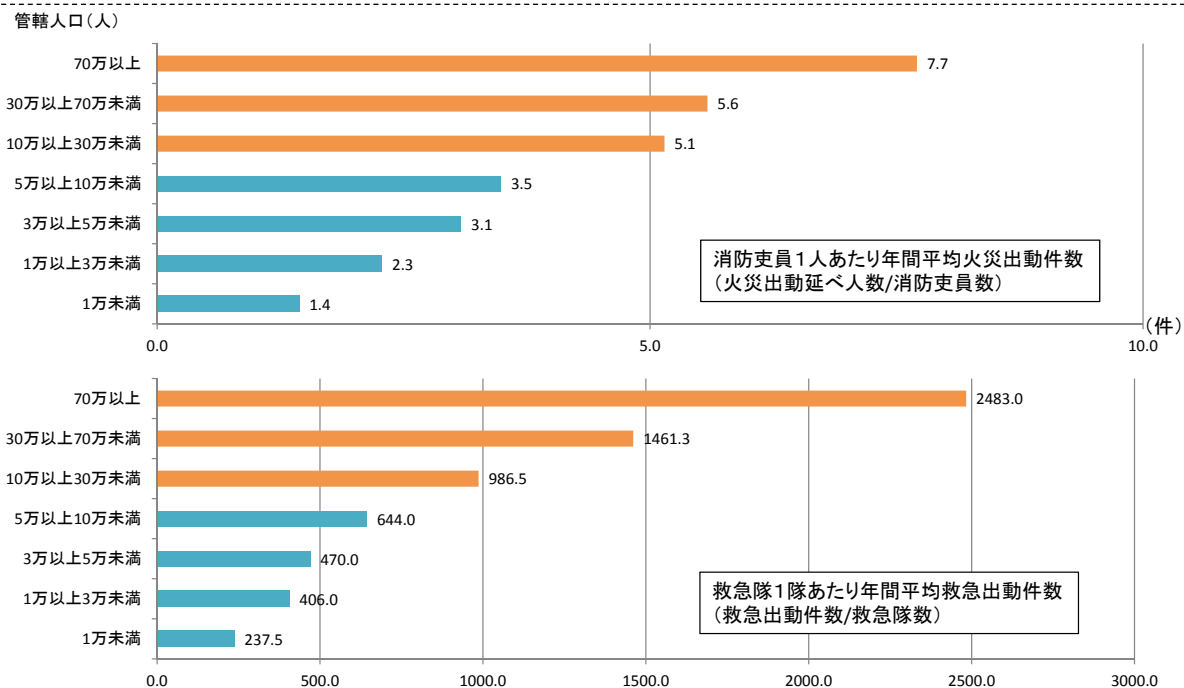
消防職員の出動延人員数



平成元年(H1.1.1～H1.12.31)は平成2年度消防白書
 平成26年(H26.1.1～H26.12.31)は平成27年度消防白書より

消防吏員1人あたり年間火災出動件数、救急隊1隊あたり年間救急出動件数

小規模な消防本部ほど、火災・救急ともに出動件数が少なく、特に救急出動件数に差がある。



火災出動延べ人数(H26.1.1～H26.12.31)、消防吏員数(H27.4.1現在)は、平成27年度消防防災・震災対策現況調査による
救急出動件数(H26.1.1～H26.12.31)、救急隊数(H27.4.1現在)は、平成27年度救急・救助現況調査による

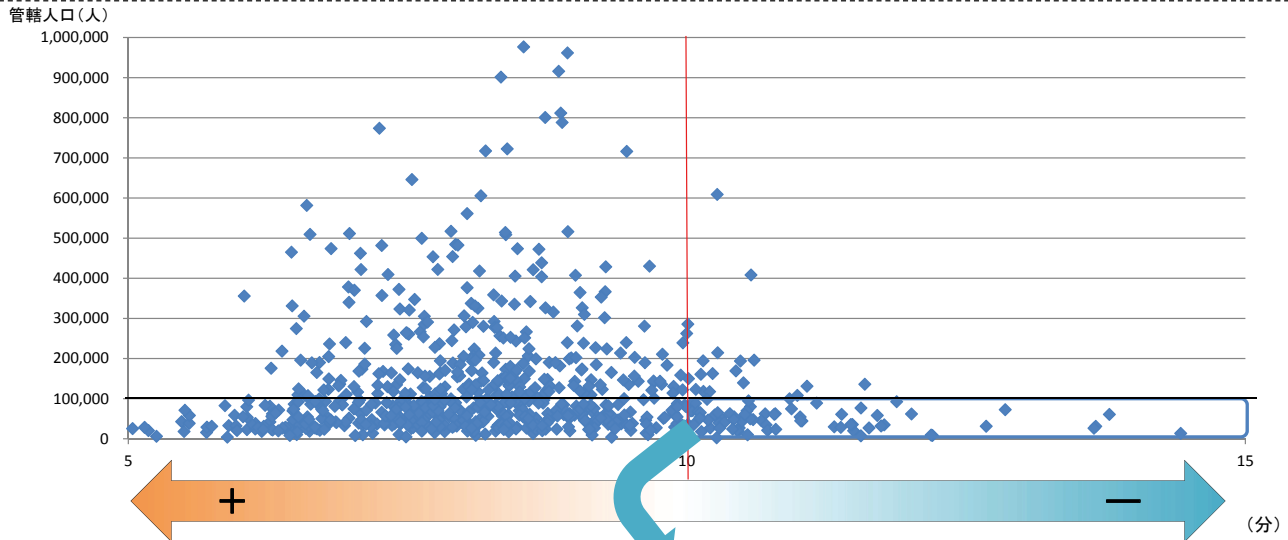
※H27.4.1に非常備から常備になった1本部を除く

※消防本部数は平成27年4月1日時点、人口は平成22年10月1日現在の国勢調査による

(件)

救急自動車による平均現場到着所要時間(救急事故の覚知から現場到着まで)

救急の平均現場到着時間が10分以上の消防本部は、小規模な消防本部の比率が高い。



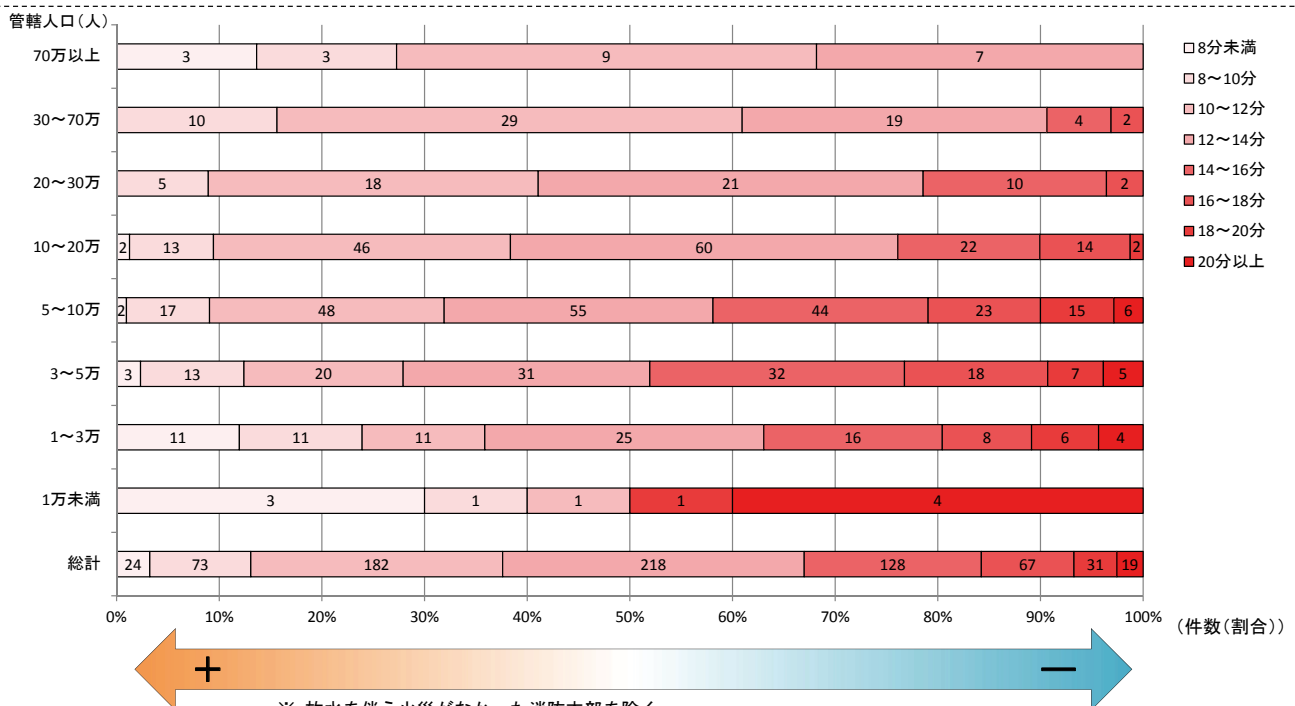
管轄人口 (人)	1万未満	1万以上 3万未満	3万以上 5万未満	5万以上 10万未満	10万以上 30万未満	30万以上 70万未満	70万以上
10分以上の 本部数	4	18	19	31	16	2	1
全体の割合	16.1% (72/446)				6.3% (19/303)		

※H27.4.1現在の消防本部単位で集計(H27.4.1に非常備から常備になった1本部を除く)
※消防本部数は平成27年4月1日時点、人口は平成22年10月1日現在の国勢調査による

※平成27年度救急・救助の現況(H26.1.1～H26.12.31)による

消防本部規模別 覚知から放水までの時間

小規模な消防本部ほど、火災の覚知から放水までに時間を要する傾向が見られる。



※放水を伴う火災がなかった消防本部を除く
※平成26年4月以降に広域化した消防本部を除く
※消防本部数は平成27年4月1日時点、人口は平成22年10月1日現在の国勢調査による
平成26年火災報告(H26.1.1～H26.12.31)により作成

消防本部の規模別の立入検査の実施状況

立入検査の実施率は、全国平均で22.3%と低調だが、管轄人口30万人以上の本部においては、一本部当たりの防火対象物数が多い中、比較的实施率が高い。

管轄人口 (消防本部数)	防火対象物数 (一本部当たりの防火対象物数)	立入検査回数 (一本部当たりの立検回数)	実施率
A (B)	C (C÷B)	D (D÷B)	E (D÷C)
1万人未満 (12)	3, 582 (299)	887 (74)	24. 8%
1万人以上 3万人未満 (93)	72, 971 (785)	18, 900 (203)	25. 9%
3万人以上 5万人未満 (130)	179, 591 (1, 381)	36, 836 (283)	20. 5%
5万人以上 10万人未満 (213)	527, 920 (2,478)	87, 404 (410)	16. 6%
10万人以上 30万人未満 (217)	1,168, 532 (5, 385)	195, 712 (902)	16. 7%
30万人以上 70万人未満 (63)	826, 453 (13,118)	203, 583 (3,231)	24. 6%
70万人以上 (23)	1,247,882 (54,256)	323,957 (14, 085)	26. 0%
全国 (751)	4,026,931 (5,362)	867, 279 (1,155)	21. 5%

◆ 防火対象物実態等調査結果(平成26年度実績:平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) ※消防本部数は平成27年3月31日時点、人口は平成22年10月1日現在の国勢調査による。

重大な消防法令違反に対する対応状況(特定防火対象物に係るもの)

i 自動火災報知設備

是正指導率については消防本部の規模にかかわらず高水準。警告率、命令率については全体的に低い。管轄人口70万人以上の本部においては比較的高い状況。

管轄人口	設置義務数	違反数 (違反率)	是正指導数 (是正指導率)	警告数 (警告率)	命令数 (命令率)
A	B	C (C÷B)	D (D÷C)	E (E÷C)	F (F÷C)
1万人未満	1,163	32 (2.75%)	23 (71.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1万人以上 3万人未満	14,995	325 (2.17%)	323 (99.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
3万人以上 5万人未満	29,374	480 (1.63%)	473 (98.5%)	2 (0.4%)	0 (0.0%)
5万人以上 10万人未満	87,267	1,732 (1.98%)	1,699 (98.1%)	19 (1.1%)	1 (0.1%)
10万人以上 30万人未満	170,251	3,688 (2.17%)	3,548 (96.2%)	17 (0.5%)	0 (0.0%)
30万人以上 70万人未満	115,356	2,707 (2.35%)	2,705 (99.9%)	29 (1.1%)	11 (0.4%)
70万人以上	175,862	487 (0.28%)	487 (100.0%)	47 (9.7%)	4 (0.8%)
全国	594,268	9,451 (1.59%)	9,258 (98.0%)	114 (1.2%)	16 (0.2%)

◆ 重大な消防法令違反:自動火災報知設備について、設置義務面積の過半以上未設置又は機能に重大な支障があるもの

◆ 特定防火対象物:百貨店、旅館、病院、地下街、複合施設など、多数の者が出入りする防火対象物

◆ 重大な消防法令違反対象物に係る実態等のフォローアップ調査(平成27年6月30日消防予第265号)の調査結果(調査基準日:平成27年6月30日)

◆ 管轄人口区分については消防現勢(H27.4.1現在)による。

ii スプリンクラー設備

是正指導率については消防本部の規模にかかわらず高水準。警告率、命令率については全体的に低い。管轄人口70万人以上の本部においては比較的高い状況。

管轄人口 (消防本部数)	設置義務数	違反数 (違反率)	是正指導数 (是正指導率)	警告数 (警告率)	命令数 (命令率)
A	B	C (C÷B)	D (D÷C)	E (E÷C)	F (F÷C)
1万人未満	145	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
1万人以上 3万人未満	1,742	6 (0.34%)	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
3万人以上 5万人未満	3,588	16 (0.45%)	16 (100.0%)	2 (12.5%)	0 (0.0%)
5万人以上 10万人未満	10,396	51 (0.49%)	51 (100.0%)	5 (9.8%)	0 (0.0%)
10万人以上 30万人未満	21,466	104 (0.48%)	103 (99.0%)	5 (4.8%)	0 (0.0%)
30万人以上 70万人未満	14,541	66 (0.45%)	66 (100.0%)	2 (3.0%)	1 (1.5%)
70万人以上	22,252	30 (0.13%)	30 (100.0%)	7 (23.3%)	1 (3.3%)
全国	74,130	273 (0.37%)	272 (99.6%)	21 (7.7%)	2 (0.7%)

◆重大な消防法令違反:スプリンクラー設備について、設置義務面積の過半以上未設置又は機能に重大な支障があるもの
◆特定防火対象物:百貨店、旅館、病院、地下街、複合施設など、多数の者が出入りする防火対象物
◆重大な消防法令違反対象物に係る実態等のフォローアップ調査(平成27年6月30日消防予第265号)の調査結果(調査基準日:平成27年6月30日)
◆管轄人口区分については消防現勢(H27.4.1現在)による。

iii 屋内消火栓設備

是正指導率については消防本部の規模にかかわらず高水準。警告率、命令率については全体的に低い。管轄人口70万人以上の本部においては比較的高い状況。

管轄人口 (消防本部数)	設置義務数	違反数 (違反率)	是正指導数 (是正指導率)	警告数 (警告率)	命令数 (命令率)
A	B	C (C÷B)	D (D÷C)	E (E÷C)	F (F÷C)
1万人未満	258	8 (3.10%)	8 (100.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)
1万人以上 3万人未満	2,579	60 (2.33%)	60 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
3万人以上 5万人未満	4,786	122 (2.55%)	122 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
5万人以上 10万人未満	12,898	410 (3.18%)	406 (99.0%)	14 (3.4%)	1 (0.2%)
10万人以上 30万人未満	24,987	822 (3.29%)	815 (99.1%)	13 (1.6%)	3 (0.4%)
30万人以上 70万人未満	17,526	661 (3.77%)	661 (100.0%)	10 (1.5%)	0 (0.0%)
70万人以上	27,719	151 (0.54%)	151 (100.0%)	17 (11.3%)	1 (0.7%)
全国	90,753	2,234 (2.46%)	2,223 (99.5%)	55 (2.5%)	5 (0.2%)

◆重大な消防法令違反:屋内消火栓設備について、設置義務面積の過半以上未設置又は機能に重大な支障があるもの
◆特定防火対象物:百貨店、旅館、病院、地下街、複合施設など、多数の者が出入りする防火対象物
◆重大な消防法令違反対象物に係る実態等のフォローアップ調査(平成27年6月30日消防予第265号)の調査結果(調査基準日:平成27年6月30日)
◆管轄人口区分については消防現勢(H27.4.1現在)による。

消防の広域化の経緯

● 平成6年9月 「消防広域化基本計画の策定について」(消防庁長官通知)

背景: 小規模消防本部の解消が課題

- 消防広域化基本計画策定指針の策定
 - ・ 都道府県に対し、消防広域化基本計画の策定を要請
 - ・ 広域再編後の消防本部の規模については、地域の実情に応じて検討すること
- 消防広域化基本計画の標準的大綱の策定

● 平成13年3月 「消防広域化基本計画の見直しについて」(消防庁長官通知)

背景: 市町村合併が本格化し、市町村合併との整合性をいかにとるかが課題

- 小規模消防本部の広域再編を進めるに当たっては、市町村合併の推進との整合性を確保
- 消防広域化基本計画の見直しに関する指針の策定
 - ・ 管轄人口については、概ね10万人程度以上とすることがひとつの目安となること

● 平成15年10月 「市町村合併に伴う消防本部の広域再編の推進について」 (消防庁長官通知)

背景: 市町村合併後、従来の消防本部の管轄区域が縮小し、小規模消防本部が生じるおそれ

- 管轄人口が概ね10万人以上となることを基本とした広域再編を想定
- 市町村合併により、結果として従来の消防本部の管轄区域が縮小され、小規模な消防本部が生じることや、消防本部の一層の小規模化を招くことは適当でないこと
- 市町村合併後においても、できる限り一部事務組合又は事務の委託等の広域行政制度を活用して広域的な消防本部を設けることが適当であること

● 平成17年 「今後の消防体制のあり方に関する調査検討会」の開催

背景: 広域化が十分に進んだとは言い難い状況、市町村合併に一定の目処

- 現行の消防体制の現状と問題点を整理し、今後の消防体制のあり方について検討
- 消防本部の規模は、管轄人口30万程度以上が一つの目安

● 平成18年2月 消防審議会「市町村の消防の広域化の推進に関する答申」

- 市町村の消防の広域化の推進方策
 - ・ 広域化を推進するための新たな法的措置

● 平成18年6月 消防組織法の一部を改正する法律の施行

消防の広域化の推進状況

● 平成18年6月 「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行

- ・国は、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定して自主的な消防の広域化を推進
- ・都道府県は、基本指針に基づく推進計画を策定

○ 平成18年7月 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示

- ・消防本部の管轄人口規模の目標は、おおむね30万以上
- ・広域化実現の期限は、平成24年までを目途
- ・都道府県において推進計画を策定



○ 平成25年4月 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正

- ・消防の広域化の期限を平成30年4月1日まで
- ・おおむね人口30万以上としていた消防本部の規模の目標を、必ずしも30万にとらわれず地域の実情を十分考慮するよう変更
- ・国及び都道府県の支援を集中的に実施する「消防広域化重点地域」の枠組みを創設

重点地域の指定について

- 重点地域の指定は、市町村の消防の現況及び将来の見通し、市町村の意見その他地域の実情を勘案して都道府県知事はその判断により行うもの（平成25年4月1日付け長官通知）
【平成27年4月1日までに12道府県30地域で指定】

● 重点地域の指定の対象となる地域

- ①「今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域」
- ②「広域化の気運が高い地域」

特に、以下の地域については、可能な限り重点地域として指定するよう依頼。

- ・職員数が少ない（例えば50人以下）小規模消防本部で、特に今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがあると考えられる消防本部
- ・非常備町村
- ・広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部（「○○本部を含む地域」という形での指定も可能。）



消防の広域化推進期限（平成30年4月1日）に向け、再検証と速やかな重点地域の指定、更なる支援等の検討等、広域化の推進に一層取り組むよう都道府県知事へ要請（平成27年4月27日付け次長通知）

消防庁の取り組み

- 消防広域化重点地域に対して、消防の広域化に必要な経費等について財政支援
【緊急防災・減災事業債の活用等による消防署所等の整備、消防指令センターの整備】
- 消防広域化推進アドバイザーの派遣について、要望調査を実施し、派遣を展開
- 消防広域化マニュアル、事例集を積極的に広報し、普及を促進

市町村の消防の広域化の推進スキーム

市町村の消防の広域化の理念及び定義（第31条）

- 理念 市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。
- 定義 2以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。)を共同して処理することとする又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること。

消防庁長官の定める基本指針（第32条）

- 消防庁長官は、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本指針を定める。
 - ・ 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
 - ・ 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

都道府県の定める推進計画（第33条）

- 都道府県は、広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、推進計画を定めるよう努めなければならない。
 - ・ 広域化対象市町村の組合せ
 - ・ 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
 - ・ 防災に係る関係機関相互間の連携の確保
- 推進計画の策定又は変更の際には、関係市町村の意見を聴かななければならない。
- 都道府県知事は、広域化対象市町村に対し、必要な調整・援助等を行う。

広域化対象市町村の定める広域消防運営計画（第34条）

- 広域化対象市町村は、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画を作成
 - ・ 消防本部の位置及び名称
 - ・ 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保
- 広域消防運営計画作成のために地方自治法上の協議会を設ける場合には、構成員の特例を設ける。

国の援助及び地方債の配慮（第35条）

- 国は、都道府県及び市町村に対して、情報の提供その他の必要な援助を行う。
- 広域化対象市町村が推進計画の組合せに基づき広域化した場合は、地方債について特別の配慮を行う。

- 施行期日：公布の日〔平成18年6月14日〕
- 広域化前に消防長であった者の階級に関する経過措置を定める。

消防の広域化に対する財政措置(平成27年度)

市町村分

消防の広域化に伴って必要となる経費等に対して、ソフト・ハードの両面から総合的に財政措置を行う。

1 消防署等の整備

〔緊急防災・減災事業債〕

- (1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署等(一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。)の増改築(再配置が必要と位置づけられた消防署等の新築を含む。)
- (2) 統合される消防本部を消防署等として有効活用するために必要となる改築

※ 消防署等 消防署、出張所及び指令センター

〔一般単独事業債〕

- (3) (1)、(2)以外の整備
充当率90%〔通常充当率：75%〕

2 消防指令センター(指令装置等)の整備〔緊急防災・減災事業債〕

国の周波数再編に伴い平成28年度までに完了する高機能消防指令センターで複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防広域化に伴い整備するものの整備を支援する。

3 消防用車両等の整備〔緊急防災・減災事業債〕

広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備を支援する。

4 その他

○ 特別交付税措置について

消防の広域化の準備に要する経費及び消防の広域化に伴い臨時的に必要な経費について特別交付税措置を講じる。

○ 国庫補助金の配分について

消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

緊急防災・減災事業債

○ 対象事業

地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業などの地方単独事業等を対象

○ 財政措置

- ・ 地方債充当率 100%
- ・ 交付税算入率 70%

都道府県分

1 消防広域化推進経費

消防広域化重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。

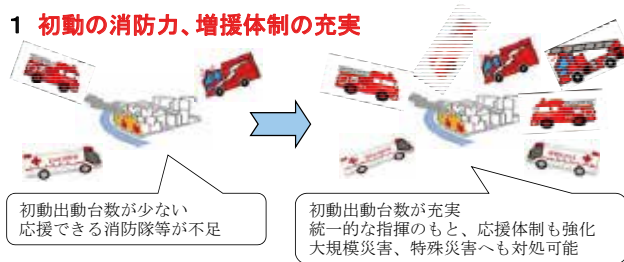
2 広域対象市町村に対する支援に要する経費〔特別交付税〕

広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。

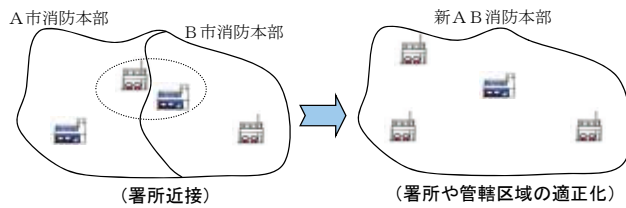
広域化により期待できるメリット

① 住民サービスの向上

1 初動の消防力、増援体制の充実



2 現場到着時間の短縮



(例)小田原市消防本部における広域化前後の効果の実例

○火災初動対応(第一出動)時の広域化前後の出動車両数 比較

火災発生地	出動車両台数	
	広域化前	広域化後
松田町神山地区(建物火災)	6	10
小田原市曾比地区(その他火災)	6	10
小田原市栢山地区(建物火災)	6	10
南足柄市塚原地区(建物火災)	6	10

○救急出動における広域化前後の現場到着時間比較 (平成25年4～8月期)

(単位:分:秒)

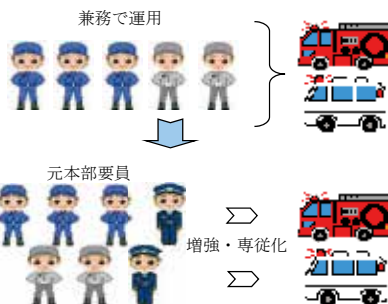
地区名	H24年(広域化前) 平均所要時間 ＜覚知～現場＞	H25年(広域化後) 平均所要時間 ＜覚知～現場＞	時間短縮効果
小田原市小竹	12:11	7:20	△4:51
小田原市小船	11:27	8:41	△2:46
小田原市沼代	11:10	9:18	△1:53
小田原市北ノ窪	7:33	6:32	△1:01
大井町上大井	10:44	8:54	△1:51
大井町西大井	10:18	8:05	△2:13

<初動の消防力、増援体制の充実及び現場到着時間の短縮の例>

- 災害現場への迅速な増援が可能となった。(北はりま消防本部)
- 第1出動体制ではしご車を出動させることができなかった地域に、はしご車を出動させることができるようになった。(埼玉東部消防組合消防局)
- 第1出動体制で消防車両が5台出動していた地域に7台出動させることが可能となった。(宇部・山陽小野田消防局)
- 構成市の隣接地域で発生した災害現場への到着時間の短縮が図られた。(砺波地域消防組合消防本部)
- 救急自動車の現場到着時間が短縮され、広域化前に発生していた全車出動による救急自動車の不在状態が解消された。(埼玉西部消防局)

② 人員配備の効率化と充実

1 現場要員の増強



2 予防業務・救急業務の高度化・専門化



(例)佐賀広域消防局(佐賀県)

消防の広域化に併せて署所を新設し、消防力の拡充を行った例



神埼消防署吉野ヶ里出張所を新設(平成27年2月運用開始)
広域化による財政支援及び人員配備の効率化により、出張所を新設

(例)奈良県広域消防組合消防本部

○ 消防通信指令業務、本部機能の統合による現場等への人員再配置効果

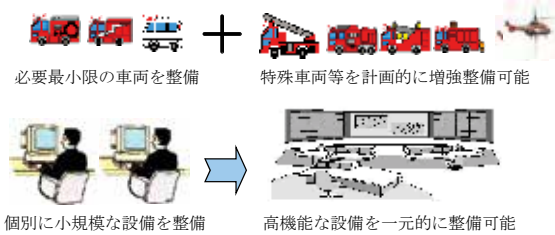
(広域化前)	11消防本部体制	広域化 	平成33年度体制	人員の再配置効果	
本部要員	276名		120名	△156	△210
通信指令要員	94名		40名	△54	

<現場要員の増強や予防業務・救急業務の高度化・専門化の例>

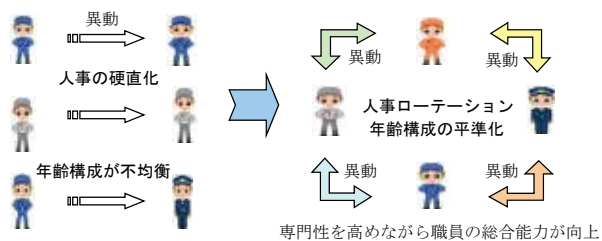
- 管轄人口が中核市規模となったことを踏まえ高度救助隊を発足させることができた。(小田原市消防本部)
- 本部機能の統合により警防要員を増員し、新たに指揮隊を2隊配備することができた。(宇部・山陽小野田消防局)
- 非常備消防であった舟橋村に分遣所が整備され、平成26年10月1日より運用開始。(富山県東部消防組合消防本部)

③ 消防体制の基盤の強化

1 高度な消防設備、施設等の整備



2 適切な人事ローテーションによる組織の活性化



<高度な消防設備、施設等の整備及び組織の活性化の例>

- 職員の長期間の派遣、研修受講等の人員確保が容易になり、職員の資質向上が図られるようになった。(置賜広域行政事務組合消防本部)
- 重複投資の回避による経費節減が図られ、財政規模が拡大したことにより高度な施設等を計画的に整備できるようになった。(東近江行政組合消防本部)
- ネットワークの構築(人事給与、財務会計、文書管理システム及びグループウェア)により、事務の効率化が図られた。(泉州南広域消防本部)

(例)北はりま消防本部(兵庫県)

○高機能消防指令センター

広域化前の3本部がそれぞれ消防指令センター(装置)を整備した場合、その見積額の合計は**11億4千万円**であった。

それが、広域化によって**5億8千万円**(見積額)で、より高機能な消防指令センター(装置)を整備することが可能となった。

さらに、国の財政措置を活用することでより支出を抑えることが可能。



(例)埼玉東部消防組合消防局(埼玉県)

○ 人事ローテーションによる組織の活性化

旧本部単位では異動先が少なく、人事の硬直化が課題であったが、広域化後、異動先が増えたことにより組織の活性化が図れた。

(例)宇部・山陽小野田消防局(山口県)

○ 派遣研修の充実

広域化により人員確保が容易になり、消防大学校及び県消防学校への職員の派遣が可能となった。

平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績(平成27年10月1日現在)

○ 40ブロックが広域化し、そのうち9町村が非常備を解消

広域化年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	広域化の方式	広域化前の消防本部等	広域化年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	広域化の方式	広域化前の消防本部等
21.4.1	1	北海道	富良野広域連合消防本部	広域連合	富良野地区消防組合消防本部	25.3.31	15	青森	青森地域広域消防事務組合消防本部	一部事務組合	青森地域広域消防事務組合消防本部
					上川南部消防事務組合消防本部		16	神奈川	小田原市消防本部	事務委託	小田原市消防本部 足柄消防組合消防本部
	2	広島	東広島市消防局	事務委託	東広島市消防局 竹原広域消防本部		17	富山	富山県東部消防組合消防本部	一部事務組合	魚津市消防本部 滑川市消防本部 上市町消防本部 舟橋村(非常備村)
22.4.1	3	福岡	久留米広域消防本部	一部事務組合	久留米市消防本部 福岡県南広域消防組合消防本部						焼津市消防本部 藤枝市消防本部
	4	東京	東京消防庁	事務委託	東京消防庁 東久留米市消防本部	25.4.1	18	静岡	志太広域事務組合志太消防本部	一部事務組合	久喜地区消防組合消防本部 加須市消防本部 幸手市消防本部 白岡市消防本部 杉戸町消防本部
23.4.1	5	富山	砺波地域消防組合消防本部	一部事務組合	砺波広域圏消防本部 小矢部市消防本部 にしか消防本部		19	埼玉	埼玉東部消防組合消防局	一部事務組合	所沢市消防本部 狭山市消防本部 入間市消防本部 埼玉西部広域消防本部
	6	兵庫	北はりま消防本部	一部事務組合	加東市消防本部 加西市消防本部		20	埼玉	埼玉西部消防局	一部事務組合	下田消防本部 西伊豆広域消防本部
23.11.28	7	奈良	五條市消防本部	事務委託	五條市消防本部 十津川村(非常備)		21	静岡	下田消防本部	一部事務組合	泉佐野市消防本部 阪南岬消防組合消防本部 泉南市消防本部 熊取町消防本部
23.12.1	8	山形	山形市消防本部	事務委託	山形市消防本部 山辺町(非常備) 中山町(非常備)		22	大阪	泉州南消防組合泉州南広域消防本部	一部事務組合	たつの市消防本部 大牟田市消防本部 相生市消防本部 佐用町消防本部
24.4.1	9	北海道	砂川地区広域消防組合消防本部	一部事務組合	上砂川町消防本部 砂川地区広域消防組合消防本部 米沢市消防本部	25.7.1	23	兵庫	西はりま消防本部	一部事務組合	朝来市消防本部 養父市消防本部 佐賀広域消防局
	10	山形	置賜広域行政事務組合消防本部	一部事務組合	南陽市消防本部 高畠町消防本部 川西町消防本部						神埼地区消防事務組合消防本部 指宿地区消防組合消防本部 南九州市の川辺町・知覧町
	11	茨城	ひたちなか・東海広域事務組合消防本部	一部事務組合	ひたちなか市消防本部 東海村消防本部		24	兵庫	南但消防本部	一部事務組合	弘前地区消防事務組合消防本部 黒石地区消防事務組合消防本部 平川市消防本部
	12	山口	宇部・山陽小野田消防局	一部事務組合	宇部市消防本部 山陽小野田市消防本部		25	佐賀	佐賀広域消防局	広域連合	坂柳町消防本部
24.10.1	13	滋賀	東近江行政組合消防本部	一部事務組合	東近江行政組合消防本部 愛知郡広域行政組合消防本部 黒部市消防本部		26	鹿児島	指宿南九州消防組合消防本部	一部事務組合	
25.3.30	14	富山	新川地域消防本部	一部事務組合	入善町消防本部 朝日町消防本部						

広域化 年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	広域化の方式	広域化前の消防本部等	広域化 年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	広域化の方式	広域化前の消防本部等
26.4.1	28	北海道	滝川地区広域消防事務組合 消防本部	一部事務組合	滝川地区広域消防事務組合 消防本部	26.4.1	33	佐賀	伊万里・有田消防本部	一部事務組合	伊万里市消防本部
					芦別市消防本部						有田町消防本部
					赤平市消防本部		熊本市消防局	事務委託	熊本市消防局		
	29	北海道	旭川市消防本部	事務委託	上川町 (上川中部消防組合の構成町)	26.10.1	35	大阪	富田林市消防本部	事務委託	富田林市消防本部
					鷹栖町 (上川中部消防組合の構成町)						河南町消防本部
					旭川市消防本部						稲敷地方広域市町村圏 事務組合消防本部
	30	北海道	大雪消防組合	一部事務組合	比布町 (上川中部消防組合の構成町)	27.4.1	36	茨城	稲敷広域消防本部	一部事務組合	阿見町消防本部
					愛別町 (上川中部消防組合の構成町)						伊那消防組合消防本部
					当麻町 (上川中部消防組合の構成町)		伊南行政組合消防本部				
					大雪消防組合		豊中市消防本部	事務委託	能勢町(非常備)		
	31	大阪	大東四條畷消防本部	一部事務組合	大東市消防本部	39	宮崎	西臼杵広域行政事務組合消防本部	一部事務組合	高千穂町(非常備)	
					四條畷市消防本部					五ヶ瀬町(非常備)	
	32	奈良	奈良県広域消防組合消防本部	一部事務組合	中和広域消防組合消防本部	27.10.1	40	栃木	那須地区消防組合消防本部	一部事務組合	大田原地区広域消防組合 消防本部
					西和消防組合消防本部						黒磯那須消防組合消防本部
					山辺広域行政事務組合 消防本部						
					香芝・広陵消防組合消防本部						
					大和郡山市消防本部						
					桜井市消防本部						
					五條市消防本部						
					宇陀広域消防組合消防本部						
					葛城市消防本部						
					中吉野広域消防組合消防本部						
					吉野広域行政組合消防本部						
	野迫川村(非常備村)										

消防広域化重点地域の指定状況(平成27年11月12日現在)

32ブロックが消防広域化重点地域に指定済

都道府県	指定時期	№	本部名又はブロック名	消防本部	市町村	広域化予定時期
北海道	H25 12月	1	滝川地区広域消防事務組合消防本部	滝川地区広域消防事務組合消防本部	滝川市・新十津川町・雨竜町	済 H26.4
		2	夕張市を含む地域	夕張市消防本部	夕張市	未定
		3	歌志内市を含む地域	歌志内市消防本部	歌志内市	未定
		4	長万部町を含む地域	長万部町消防本部	長万部町	未定
		5	旭川市消防本部	旭川市消防本部	旭川市	済
		6	大雪消防組合消防本部	大雪消防組合消防本部	美瑛町・東神楽町・東川町	済 H26.4
		7	十勝	帯広市消防本部 西十勝消防組合消防本部 北十勝消防事務組合消防本部 東十勝消防事務組合消防本部 中十勝消防事務組合消防本部 池田三町行政事務組合消防本部	帯広市 新得町・清水町・芽室町 音更町・土曜町・上士幌町・鹿追町 幕別町・池田町・豊頃町・滝川町 本別町・足寄町・陸奥町	H28.4
宮城	H26 12月	8	県南ブロックの一部	宮城地区行政事務組合消防本部 水戸市消防本部 土浦市消防本部 石岡市消防本部 常陸太田市消防本部 高萩市消防本部 北茨城市消防本部 佐原市消防本部 取手市消防本部 常陸大宮市消防本部 那珂市消防本部 つくば市消防本部 かずみがうら市消防本部 小美玉市消防本部 茨城町消防本部 大洗町消防本部 大子町消防本部 茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部 筑西広域市町村圏事務組合消防本部 常総地方広域市町村圏事務組合消防本部 鹿島地方事務組合消防本部	宮城町・山元町 岩沼市 土浦市・城里町 土浦市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 佐原市 取手市 常陸大宮市 那珂市 つくば市 かずみがうら市 小美玉市 茨城町 大洗町 大子町 古河市・下妻市・常総市・坂東市・八千代町・五霞町・境町 船橋市・筑西市・桜川市 船橋市・守谷市・つくばみらい市 船橋市・行方市・緑田市 鹿嶋市・神栖市	未定
茨城	H26 3月	9	茨城消防政急無線・指令センター運用協議会	つくば市消防本部 かずみがうら市消防本部 小美玉市消防本部 茨城町消防本部 大洗町消防本部 大子町消防本部 茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部 筑西広域市町村圏事務組合消防本部 常総地方広域市町村圏事務組合消防本部 鹿島地方事務組合消防本部	つくば市 かずみがうら市 小美玉市 茨城町 大洗町 大子町 古河市・下妻市・常総市・坂東市・八千代町・五霞町・境町 船橋市・筑西市・桜川市 船橋市・守谷市・つくばみらい市 船橋市・行方市・緑田市 鹿嶋市・神栖市	未定
		10	稲敷広域消防本部	阿見町消防本部	阿見町	済 H27.4
栃木	H27 3月	11	那須地区消防組合消防本部	大田原地区広域消防組合消防本部	大田原市・牛久市・稲敷市・美濃村・河内町・利根町	済 H27.10
埼玉	H26 2月	12	第6ブロックの一部	葛加市消防本部	葛加市	H28.4
	H26 9月	13	第1ブロックの一部	上尾市消防本部	上尾市	未定
	H25 12月	14	県央西部ブロックの一部	厚木市消防本部	厚木市	H28.4
神奈川	H27 11月	15	三浦半島ブロックの一部	横須賀市消防局	横須賀市	H29.4

都道府県	指定時期	№	本部名又はブロック名	消防本部	市町村	広域化予定時期
長野	H25 8月	16	上伊那広域消防本部	伊那消防組合消防本部 伊那行政組合消防本部	伊那市・辰野町・箕輪町・南箕輪村 駒ヶ根市・飯島町・中川村・宮田村	済 H27.4
静岡	H26 4月	17	駿東伊豆地域	沼津市消防本部 伊東市消防本部 清水町消防本部 東伊豆町消防本部 田方消防本部 下田消防本部 三島市消防本部 裾野市消防本部 長泉町消防本部 熱海市消防本部	沼津市 伊東市 清水町 東伊豆町 伊豆市・伊豆の国市・御南町 下田市・西伊豆町・松崎町・河津町・南伊豆町 三島市 裾野市 長泉町 熱海市	H28.4 (H28.4)
		18	岳南地域	富士宮市消防本部 富士市消防本部	富士宮市 富士市	未定
		19	静岡地域	静岡市消防局 島田市消防本部 吉田牧之原市広域施設組合消防本部 牧之原市相良消防本部	静岡市 島田市・川根本町 吉田町・牧之原市 牧之原市	H28.4
		20	中遠地域	袋井市森町広域行政組合消防本部 磐田市消防本部	袋井市・森町 磐田市	未定
		21	東遠地域	御前崎市消防本部 菊川市消防本部 掛川市消防本部	御前崎市 菊川市 掛川市	未定
		22	西遠地域	浜松市消防局 湖西市消防本部	浜松市 湖西市	未定
		23	大東四條郷消防本部	大東市消防本部 西條郷市消防本部	大東市 西條郷市	済 H26.4
大阪	H26 2月	24	豊中市消防局	豊中市消防局	豊中市	済 H27.4
	H26 3月	25	新南河内ブロックの一部	能勢町(非常備) 高田林市消防本部 河南町消防本部	能勢町 高田林市 河南町	済 H26.10
	H27 8月	26	北部ブロックの一部	箕面市消防本部 豊能町消防本部	箕面市 豊能町	(H28.4)
和歌山	H27 3月	27	新宮市・東牟婁郡ブロックの一部	新宮市消防本部 北山村(非常備)	新宮市 北山村	H28.4
佐賀	H25 9月	28	伊万里・有田消防本部	伊万里市消防本部 有田町消防本部	伊万里市 有田町	済 H26.4
宮崎	H26 3月	29	県1ブロックの一部	西都市消防本部 宮崎県東児湯消防組合消防本部	西都市 高岡町・新富町・木城町・川南町・都連町	未定
		30	県1ブロックの一部	日南市消防本部 串間市消防本部	日南市 串間市	未定
		31	西臼杵広域行政事務組合消防本部	高千穂町(非常備) 五ヶ瀬町(非常備) 日之影町(非常備)	高千穂町 五ヶ瀬町 日之影町	済 H27.4
		32	県1ブロックの一部	諸塚村(非常備) 美郷町(非常備) 西米良村(非常備) 椎葉村(非常備)	諸塚村 美郷町 西米良村 椎葉村	未定

広域化による効果等の実態調査の結果について

○調査対象：平成 27 年 3 月 31 日時点で消防の広域化を実現した 35 消防本部

1 消防の広域化による効果

消防の広域化による効果については、消防業務の質の向上（①～⑧）、高度な資機材の整備、組織の活性化等（⑨～⑬）、経費削減（⑭～⑯）のほぼ全ての項目で効果があられている。

その中でも、特に初動の消防力、増援体制の強化等、住民サービスの向上に対する評価が高い。

消防の広域化の効果	◎	○	△	×
①初動の消防力の拡充が図られた。	18	8	4	3
②増援体制の増強が図られた。	18	10	2	3
③現場到着時間の短縮ができた。	7	11	7	7
④その他住民サービスの向上が図られた。	3	18	10	3
⑤本部機能の統合等により他の業務に要員を増強した。	8	17	5	3
⑥旧小規模消防エリアの予防事務の処理水準が向上した。	0	20	10	3
⑦旧小規模消防エリアの救助活動の活動水準が向上した。	2	20	9	3
⑧その他業務の高度化・専門化が図られた。	2	15	12	4
⑨人員確保が容易になり、研修等の人材育成の機会が増えた。	0	13	9	12
⑩人事ローテーションが多様化し、組織が活性化した。	4	15	11	3
⑪ノウハウの共有化により職員の知識等が向上し、活性化された。	2	21	10	0
⑫非番招集の回数が大幅に減った。	3	12	9	9
⑬年次休暇を取得しやすくなった。	0	3	8	23
⑭高度な施設、資器材等が整備できた。	3	16	9	6
⑮必要な車両、資器材の整備が進んだ。	3	9	14	8
⑯経費削減効果があった。（指令台、消防署所、消防車両）	10	10	6	7
⑰上記以外の広域化による効果があった。	1	6	2	20
⑱⑲以外での経費削減効果があった。	2	13	7	9

◎：特に効果があった ○：効果があった △：限定的な効果 ×：効果が現れなかった

ア：消防の業務の質の向上（主な具体例）

- ・ 本部機能の統合により、現場要員の増強（最大 5 8 名）や本部専門職（庶務、予防、火災調査等）の増強
- ・ 現場到着時間の短縮（最大 1 3 分 3 9 秒）
- ・ 予防関係マニュアルやシステムの導入等による予防処理水準の向上

- ・ 高度救助隊の発足や合同訓練・研修等による救助活動水準の向上
- ・ 救命講習の充実や、PA 連携の強化による救急業務の向上

イ：組織の活性化等（主な具体例）

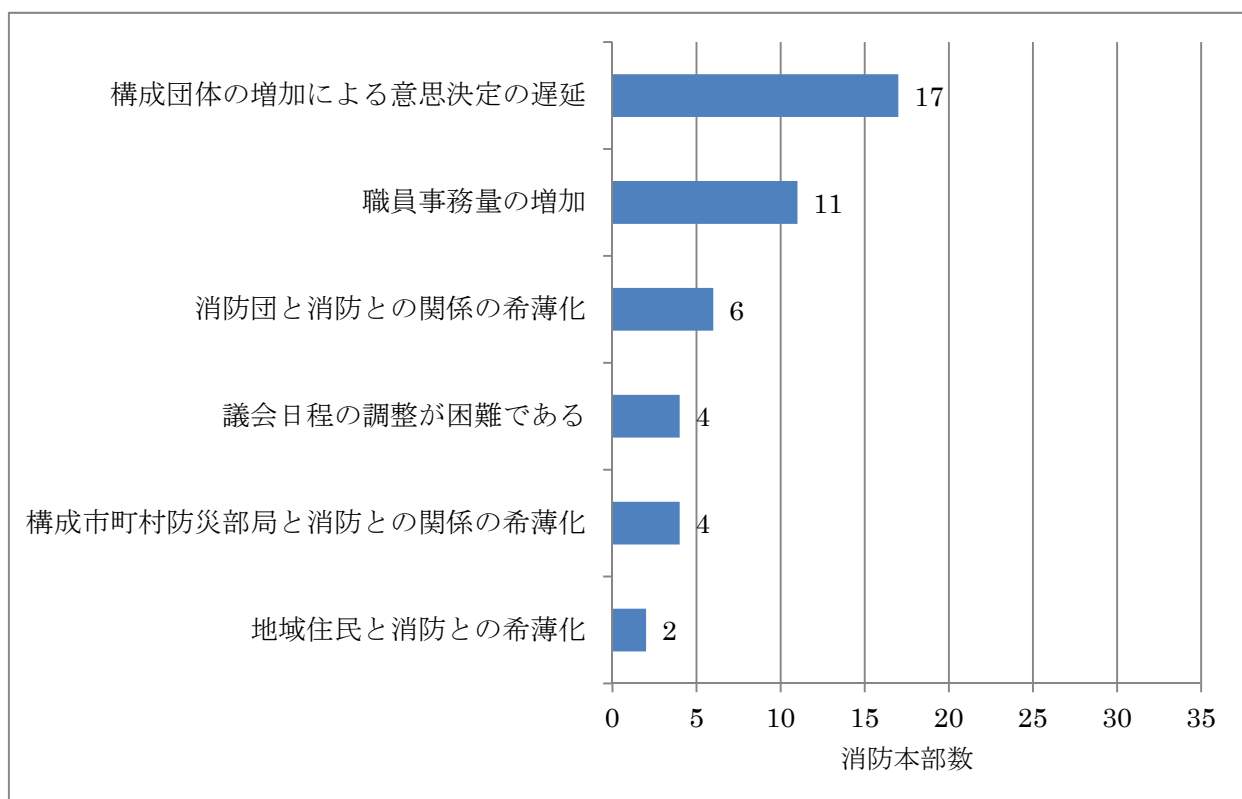
- ・ 異動先の増加により、業務の幅が広がり、職員の意識が向上
- ・ ノウハウの共有による職員の知識の向上

ウ：経費削減効果（主な具体例）

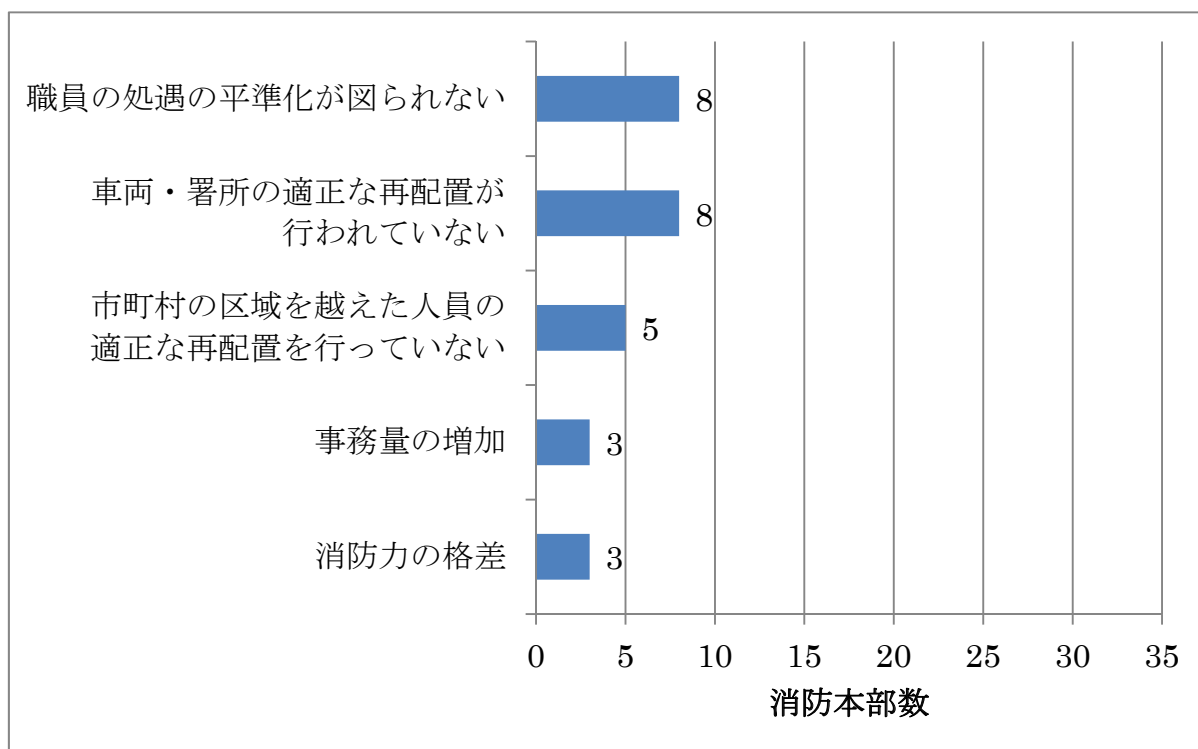
- ・ 共同で指令台を整備（28 消防本部）
単独整備と比べて、共同整備を行うと 49.8%の削減効果があった（19 本部の平均）
- ・ 共同で消防救急デジタル無線を整備（7 消防本部）
単独整備と比べて、共同整備を行うと 38.7%の削減効果があった（平均）
- ・ 消防署所の再編（8 消防本部）
 - ・ 消防署所の新設（広域化により複数配置が 1 つの署所の整備で済んだ）により 50%の削減効果があった（1 本部）
 - ・ 消防署所の統廃合等による再編により 4.4%の削減効果があった（1 本部）
- ・ 消防車両の廃止・配置換え（14 消防本部）
消防署所の再編に伴わない消防車両の廃止や配置転換により、44.8%の削減効果があった（8 本部の平均）
- ・ 消防車両の廃止・配置換えの今後計画（5 消防本部）
今後の計画による消防車両の廃止・配置換えにより 50%の削減効果を見込んでいる（3 本部の平均）

2 消防の広域化の課題について

（1） 消防の広域化により新たに生まれた課題



(2) 消防の広域化後もなお存在する課題



都道府県における消防の広域化推進の取組について

1 都道府県が果たしてきた役割と広域化の進捗

(1) 推進計画の策定

- ・消防組織法第33条に基づき、市町村の消防の広域化の推進する計画として策定（45都道府県）

※ 都道府県全域を1つの消防本部とする計画を立てた都道府県（13都道府県）

- ・推進計画を策定していない都道府県（2県）

新潟県：各市町村に広域化の機運がないとの理由

鳥取県：既に3消防本部となっており、広域化が実現していると判断

- ・推進計画を達成した都道府県（2県）

滋賀県、佐賀県の2県については、当初の推進計画通りに消防の広域化を実現

- ・その他の45都道府県では、消防の広域化の進捗は見られないか、一部地域での消防の広域化の実現にとどまっている。

消防の広域化の進捗状況

平成27年10月1日現在

	都道府県	本部数	10万未満の本部			平成18年6月以降 広域化した消防本部数
			本部数	本部数 割合	人口 割合	
1	北海道	63	54	85.7%	36.2%	5
2	青森	11	8	72.7%	29.5%	2
3	岩手	12	8	66.7%	42.3%	0
4	宮城	12	7	58.3%	21.5%	0
5	秋田	13	11	84.6%	56.9%	0
6	山形	12	8	66.7%	36.7%	2
7	福島	12	4	33.3%	12.9%	0
8	茨城	24	12	50.0%	18.6%	2
9	栃木	12	3	25.0%	6.6%	1
10	群馬	11	4	36.4%	15.6%	0
11	埼玉	28	8	28.6%	6.4%	2
12	千葉	31	10	32.3%	10.1%	0
13	東京	5	4	80.0%	0.8%	1
14	神奈川	25	10	40.0%	4.6%	1
15	新潟	19	14	73.7%	33.2%	0
16	富山	8	4	50.0%	23.3%	3
17	石川	11	8	72.7%	37.3%	0
18	福井	9	7	77.8%	51.4%	0
19	山梨	10	8	80.0%	64.6%	0
20	長野	13	6	46.2%	15.6%	1
21	岐阜	22	16	72.7%	37.7%	0
22	静岡	25	12	48.0%	14.0%	2
23	愛知	36	18	50.0%	15.0%	0
24	三重	15	9	60.0%	24.3%	0
25	滋賀	7	1	14.3%	3.6%	1
26	京都	15	11	73.3%	26.3%	0
27	大阪	28	8	28.6%	5.2%	4
28	兵庫	24	11	45.8%	12.6%	3
29	奈良	3	0	0.0%	0.0%	2
30	和歌山	17	15	88.2%	50.3%	0
31	鳥取	3	0	0.0%	0.0%	0
32	島根	9	7	77.8%	46.0%	0
33	岡山	14	11	78.6%	28.6%	0
34	広島	13	6	46.2%	8.7%	1
35	山口	12	6	50.0%	22.9%	1
36	徳島	13	12	92.3%	66.1%	0
37	香川	9	6	66.7%	27.4%	0
38	愛媛	14	10	71.4%	35.1%	0
39	高知	15	14	93.3%	54.8%	0
40	福岡	25	15	60.0%	19.5%	1
41	佐賀	5	1	20.0%	9.2%	2
42	長崎	10	6	60.0%	12.8%	0
43	熊本	12	6	50.0%	17.2%	1
44	大分	14	12	85.7%	49.5%	0
45	宮崎	10	7	70.0%	32.1%	1
46	鹿児島	20	17	85.0%	47.7%	1
47	沖縄	18	14	77.8%	51.3%	0
合計		749	449	60.0%	17.6%	40

※人口は平成26年3月31日現在（住民基本台帳人口）

(2) その他の消防の広域化を推進していくための取組

一方で、消防の広域化を推進していく観点から、下記①～③の取組を実施している都道府県が一定数存在した。

① 消防の広域化の気運醸成や効果についての勉強会等の開催

40都道府県において実施

② 広域化を具体的に進めるための協議会や協議組織に職員を派遣

6都道府県において実施

③ 都道府県独自の広域化推進のための財政支援措置

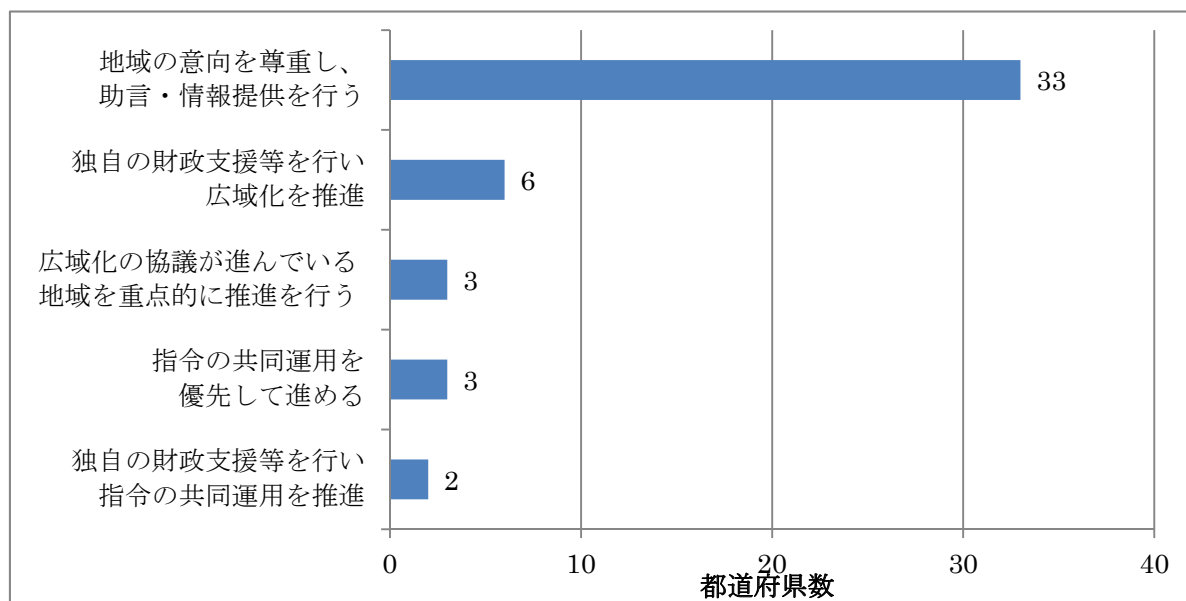
3都道府県において実施

都道府県の取組状況による消防の広域化の実現状況を見てみると、会議等の参加に加え、職員の派遣又は独自の財政措置を実施している都道府県においては、広域化の実現割合(一例でも消防の広域化が実現した割合)が高い。一方で、会議等への参加のみにとどまる都道府県又はこれらの支援措置を行っていない都道府県においては、広域化の実現割合が低い。

会議等の参加	○	○	○	○	×
職員の派遣	○	○	×	×	×
独自の財政措置	○	×	○	×	×
都道府県数	3	3	10	24	7
広域化を実現した都道府県数	3	3	7	7	1
広域化実現割合	100.0%	100.0%	70.0%	29.2%	14.3%

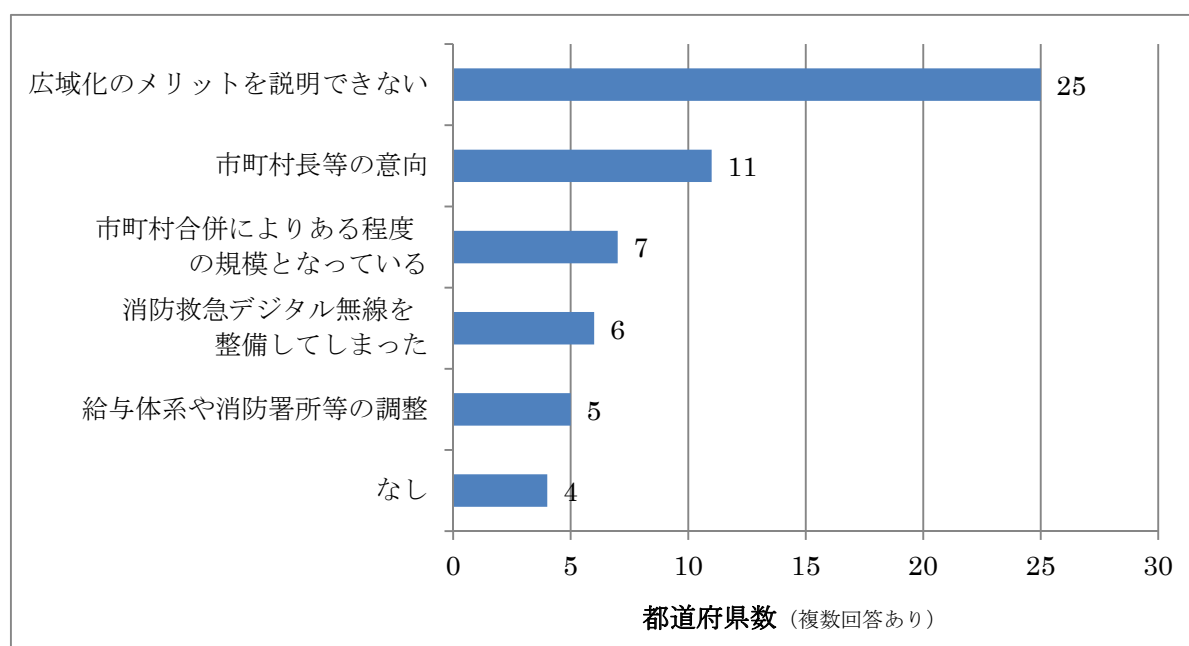
2 期限内の取組方針

- (1) 広域化に関し財政支援や協議会等への職員の派遣を行い、積極的に広域化を推進していく、又は、協議が進んでいる地域を重点的に推進していくのは9都道府県（19％）にとどまる。
- (2) 具体的な支援は行わず、地域の意向を尊重し、助言・情報提供をしていくのみとしているのは33都道府県（70％）
- (3) 一方で消防の広域化の積極的な推進にまでは至らないものの、消防指令業務の共同運用について推進しているものは5都道府県（11％）



3 消防の広域化に関する課題意識（複数回答あり）

各都道府県において消防の広域化を推進していく上での課題として、消防の広域化のメリットが説明できないと回答したのは25（53％）、市町村長等の意向と回答したのは11（23％）、市町村合併によりある程度の規模となっていると回答したのは7（15％）となっている。

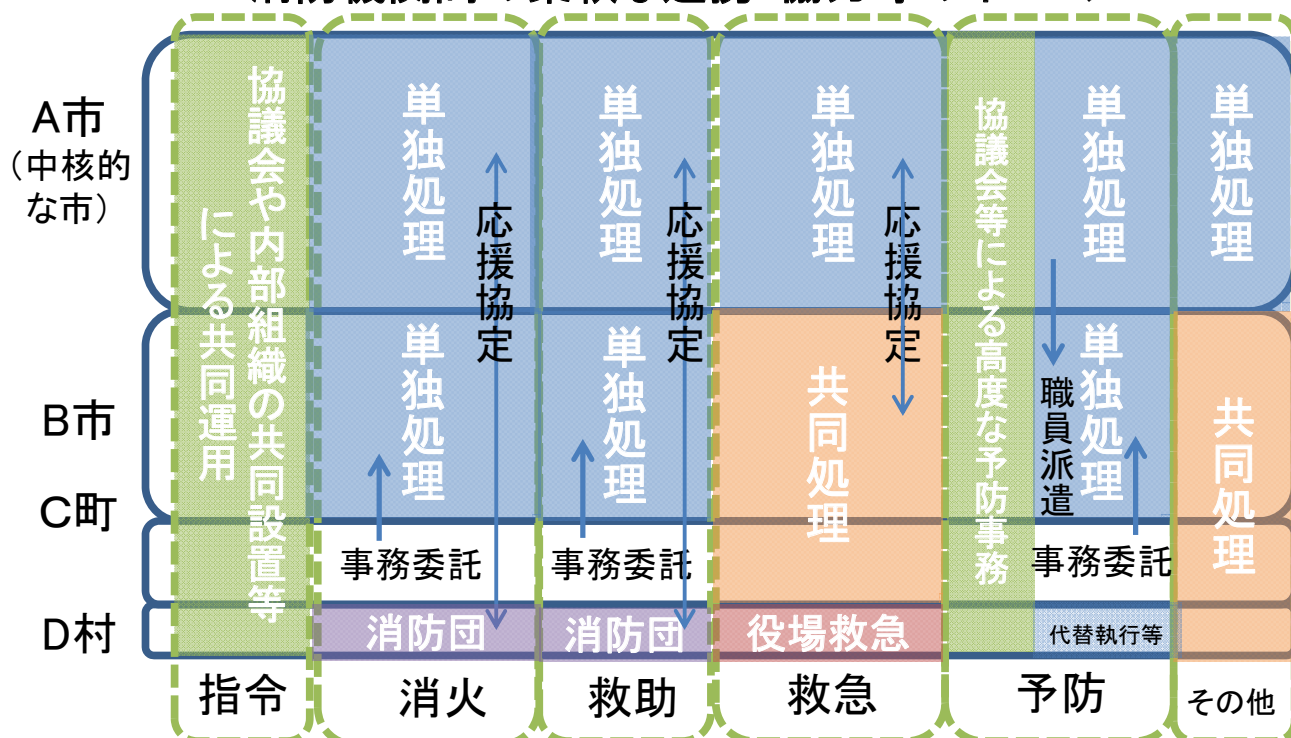


消防の広域化と消防機関間の柔軟な連携・協力等のイメージ

消防の広域化のイメージ



消防機関間の柔軟な連携・協力等のイメージ



消防指令業務の共同運用について

1 定義

消防指令業務の共同運用とは、複数の消防本部における消防指令業務（通報受付業務や部隊運用管理等）を共同で整備した消防指令センターにおいて共同で運用するもの。

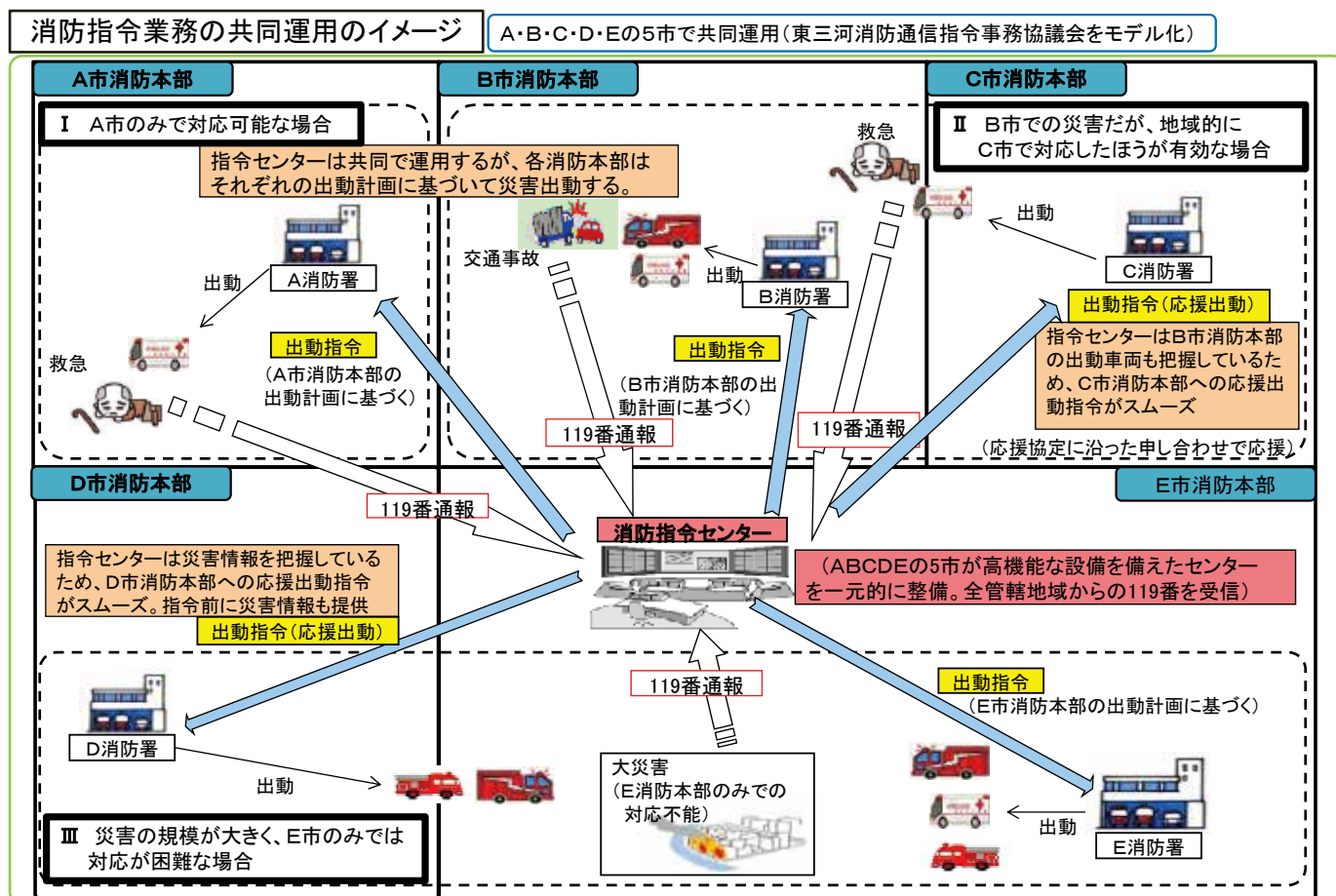
2 効果

- ① 高機能な消防通信指令システムの計画的な整備で財政負担が大幅減少。
- ② 施設整備費のみならず維持管理費を効率化できること。
- ③ 指令業務配置職員の効率配置により現場配置職員の充実を図れること。
- ④ 情報の一元化による迅速な相互応援体制が可能になること。

3 実績等

既に122本部（35地域）で実施中であり、さらに90本部（18地域）で運用開始時期を明示して検討中。合わせて全国212本部（約3割）で共同運用が行われることになる近隣市町村、大規模市町村との応援協定を組み合わせることで、消防の広域化と災害への即応体制の確保につながる。

※ 消防庁としてH28年5月に向けた消防救急無線のデジタル化を整備するにあたり、都道府県を1ブロックとする等できるだけ広域での整備を推進してきたところ（H17年通知等）広域化に比べ強く推進せず、また、デジタル化の期限に間に合わせることを優先させたため、単独市で整備しているところも多い（予定を含む。）。（例：高知県 15本部中7本部が単独で整備、7本部中6本部が管轄人口5万未満の小規模消防本部）



4 実施中の地域一覧(管轄人口順)

H28. 2.15時点

都道府県	指令センターの所在する消防本部	管轄人口	本部数	管轄面積(km ²)	指令センター職員数	圏域の職員数合計	指令装置の種類	運用開始
千葉	千葉市消防局	3,172,465	20	4,543.00	86	4,488	Ⅲ型	H25. 4
千葉	松戸市消防局	1,564,745	6	296.08	48	1,689	Ⅲ型	H25. 4
愛知	豊橋市消防本部	767,979	5	1,720.97	30	887	Ⅲ型	H24. 3
大阪	枚方寝屋川消防組合消防本部	724,338	2	115.37	34	718	Ⅲ型	H27. 7
兵庫	尼崎市消防局	666,016	2	75.36	28	620	Ⅲ型	H23. 4
愛知	知多中部広域事務組合消防本部	627,526	6	391.29	28	720	Ⅲ型	H24. 4
和歌山	和歌山市消防局	558,735	4	705.47	31	658	Ⅲ型	H27. 4
三重	桑名市消防本部	557,958	2	616.09	27	579	Ⅲ型	H19. 4
石川	金沢市消防局	552,120	4	663.80	28	554	Ⅲ型	H20. 4
千葉	柏市消防局	542,491	2	158.09	28	630	Ⅲ型	H22. 4
大阪	豊中市消防局	515,233	2	157.37	31	506	Ⅲ型	H27. 4
神奈川	横須賀市消防局	495,577	3	150.05	35	571	Ⅲ型	H27. 4
静岡	磐田市消防本部	475,887	5	832.21	31	550	Ⅲ型	H24. 4
静岡	沼津市消防本部	440,294	5	921.65	26	613	Ⅲ型	H28. 2
兵庫	宝塚市消防本部	426,081	3	245.66	23	442	Ⅲ型	H23. 4
静岡	富士市消防本部	392,081	2	634.03	23	486	Ⅲ型	H27. 9
栃木	那須地区消防組合消防本部	384,323	3	2,229.59	27	578	Ⅱ型	H27.10
富山	高岡市消防本部	359,455	3	1,369.85	22	467	Ⅱ型	H26. 1
神奈川	海老名市消防本部	342,910	3	66.34	23	420	Ⅱ型	H27. 4
愛知	海部南部消防組合消防本部	335,488	5	208.37	22	470	Ⅱ型	H25. 4
愛知	尾三消防本部	312,813	3	129.80	19	336	Ⅱ型	H25. 4
山口	下関市消防局	300,113	2	1,188.53	18	381	Ⅱ型	H25.10
神奈川	茅ヶ崎市消防本部	288,872	2	49.04	21	295	Ⅱ型	H28. 2
埼玉	熊谷市消防本部	284,894	2	227.31	17	343	Ⅱ型	H23.10
埼玉	上尾市消防本部	272,126	2	60.30	16	316	Ⅱ型	H25. 4
広島	尾道市消防局	258,458	2	1,034.59	19	375	Ⅱ型	H26. 4
福島	会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部	252,218	2	3,079.05	24	384	Ⅱ型	H24. 3
岡山	津山圏域消防組合消防本部	235,312	3	2,743.25	21	382	Ⅲ型	H24. 4
埼玉	坂戸・鶴ヶ島消防組合	232,929	2	158.86	19	308	Ⅱ型	H27. 4
愛知	瀬戸市消防本部	213,630	2	133.00	15	208	Ⅱ型	H24.12
静岡	三島市消防本部	206,966	3	226.77	17	246	Ⅲ型	H27.10
香川	丸亀市消防本部	169,896	3	176.01	74	189	Ⅱ型	H26. 4
大阪	箕面市消防本部	156,272	2	82.18	10	150	Ⅱ型	H23. 5
山梨	都留市消防本部	85,739	3	846.13	10	172	Ⅱ型	H27. 4
徳島	美馬市消防本部	41,206	2	561.98	14	116	Ⅰ型	H27. 4
35地域			122本部	—				

※ 指令装置の型について

指令装置は、管轄人口規模に応じて指令台や回線の数設定され、Ⅰ型～Ⅲ型に区分される
(Ⅰ型・離島型:10万未満、Ⅱ型:10万以上40万未満、Ⅲ型:40万以上)

※ 指令の共同運用を行っている35地域のうち、31地域で協議会方式を採用している。

※ 管轄人口は平成27年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

(参考)消防指令業務の共同運用の状況(平成28年2月15日現在) 1/2

運用開始	都道府県	消防本部		
H11.4.1	静岡	・沼津市消防本部 H28.2.1より5本部で運用開始 ・三島市消防本部 ・長泉町消防本部	・清水町消防本部 ・裾野市消防本部 H27.10.5離脱し、H27.10.6より3本部で運用開始	
H19.4.1	三重	・四日市市消防本部	・桑名市消防本部	
H20.4.1	石川	・金沢市消防局 ・津幡町消防本部	・かほく市消防本部 ・内灘町消防本部	
H22.4.1	千葉	・柏市消防局	・我孫子市消防本部	
H23.4.1	兵庫	・宝塚市消防本部 ・猪名川町消防本部	・川西市消防本部	
	兵庫	・尼崎市消防局	・伊丹市消防局	
H23.5.25	大阪	・箕面市消防本部	・豊能町消防本部	
H23.10.1	埼玉	・熊谷市消防本部	・行田市消防本部	
H24.3.1	福島	・会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部 ・喜多方地方広域市町村圏組合消防本部		
	愛知	・豊橋市消防本部	H16.10.1 共同運用開始 —— (H20.4.1加入) —— (H22.4.1加入) —— (H24.3.1加入)	
		・豊川市消防本部		
		・新城市消防本部		
		・蒲郡市消防本部		
・田原市消防本部				
H24.4.1	静岡	・掛川市消防本部 ・御前崎市消防本部 ・袋井市森町広域行政組合袋井消防本部	・菊川市消防本部 ・磐田市消防本部	
	愛知	・知多市消防本部 ・東海市消防本部 ・知多南部消防組合消防本部 ・知多中部広域事務組合消防本部	・常滑市消防本部 ・大府市消防本部	

運用開始	都道府県	消防本部	
H24.4.1	岡山	・津山圏域消防組合消防本部 ・美作市消防本部	・真庭市消防本部
H24.12.1	愛知	・瀬戸市消防本部	・尾張旭市消防本部
H25.4.1	埼玉	・上尾市消防本部	・伊奈町消防本部
	愛知	・海部東部消防組合消防本部 ・愛西市消防本部 ・蟹江町消防本部	・津島市消防本部 ・海部南部消防組合消防本部
	愛知	・尾三消防本部 ・長久手市消防本部	・豊明市消防本部
	千葉	・千葉市消防局 ・市原市消防局 ・成田市消防本部 ・富里市消防本部 ・栄町消防本部 ・袖ヶ浦市消防本部 ・富津市消防本部 ・山武郡市広域行政組合消防本部 ・佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部 ・長生郡市広域市町村圏組合消防本部 ・夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部 ・匝瑺市横芝光町消防組合消防本部 ・安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部 ・香取広域市町村圏事務組合消防本部	・銚子市消防本部 ・印西地区消防組合消防本部 ・四街道市消防本部 ・木更津市消防本部 ・君津市消防本部 ・旭市消防本部
H25.4.18	千葉	・市川市消防局 ・浦安市消防本部 ・鎌谷市消防本部	・松戸市消防局 ・流山市消防本部 ・野田市消防本部
H25.10.10	山口	・下関市消防局	・美祢市消防本部
H26.1.1	富山	・砺波地域消防組合消防本部 ・氷見市消防本部	・高岡市消防本部

(参考)消防指令業務の共同運用の状況(平成28年2月15日現在) 2/2

運用開始	都道府県	消防本部
H26.4.1	広島	・尾道市消防局 ・三原市消防本部
	香川	・丸亀市消防本部 ・善通寺市消防本部 ・多度津町消防本部
H27.4.1	埼玉	・坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部 ・西入間広域消防本部
	神奈川	・横須賀市消防局 ・三浦市消防本部 ・葉山町消防本部
	神奈川	・座間市消防本部 ・海老名市消防本部 ・綾瀬市消防本部
	山梨	・都留市消防本部 ・大月市消防本部 ・上野原市消防本部
	大阪	・池田市消防本部 ・豊中市消防本部
	和歌山	・和歌山市消防局 ・紀美野町消防本部 ・海南市消防本部 ・那賀消防組合消防本部
	徳島	・美馬市消防本部 ・美馬西部消防組合消防本部
H27.7.6	大阪	・枚方寝屋川消防組合消防本部 ・交野市消防本部
H27.9.10	静岡	・富士市消防本部 ・富士宮市消防本部
H27.10.1	栃木	・那須地区消防組合消防本部 ・南那須地区広域行政事務組合消防本部 ・塩谷広域行政組合消防本部
H27.10.6	静岡	・三島市消防本部 ・裾野市消防本部 ・長泉町消防本部
H28.2.1	静岡	・沼津市消防本部 ・東伊豆町消防本部 ・伊東市消防本部 ・田方消防本部
H28.2.15	神奈川	・茅ヶ崎市消防本部 ・寒川町消防本部
35地域 122消防本部		

ちば消防共同指令センターの事例

概要

- 名称: ちば消防共同指令センター
- 設置場所: 千葉市(千葉市消防局内)
- 運用開始日: 平成25年4月1日
- 構成消防本部: 20本部
- 管轄人口: 3, 171, 064人(県内人口の約51%)
- 設置根拠: 地方自治法の協議会(第252条の2の2)



経緯

- 消防救急デジタル無線への移行に向けた検討
H17.9～ 千葉県が市町村と協議会を設置し、千葉県の消防救急無線と指令業務の共同化について検討
→H19.3 整備計画策定(千葉県消防救急無線広域化・共同化及び消防業務共同運用推進整備計画)
①消防救急無線は圏域として整備することについて合意
②消防指令業務の共同運用は圏域2ブロックで整備することについて合意
- 全市町村加入の組合が主体となり、消防救急デジタル無線(の基地局)を整備・管理
※移動局は、市町村が整備
- 消防指令センターについては、県域2ブロックで整備することとし、北東部・南部ブロックについては千葉市が中心となり調整を実施

応援体制

- 【消防隊の運用】
受援消防本部に出動可能な車両がない場合は、自動的に応援出動(ゼロ隊運用)
- 【救急隊の運用】
消防隊と同様にゼロ隊運用であるが、傷病者が重篤な症状で生命に危険があり、直近で有効な救命効果が期待できる場合は隣接消防本部の直近の救急隊が出動

効果

- 【行政上の効果】
 - 災害情報の一元管理、部隊の活動状況の集約、広域的な運用管理
 - 統合型位置情報システムを活用した確実かつ迅速な災害点の特定
 - 専従指令管制員による消防指揮隊の増強
 - 隣接消防本部の消防力の低下に即時対応した応援出動
 - 救命対応時の直近救急隊の応援出動
- 【財政上の効果(各本部単独で整備した場合と比較して)】
 - 共同で整備した場合のコストダウン効果 61.2億円 ⇒ 45.8億円
 - 運営経費(人件費除く整備等)の削減 9,400万円 ⇒ 6,700万円
 - 指令センターの職員の削減 229人 ⇒ 86人

指令の共同運用における方式の比較

		メリット	デメリット
機関等の共同設置 (地方自治法第252条の7)	内部組織 の設置	・ 共同設置された指令センター等は全ての構成団体の消防本部の内部組織等として位置付けられ、消防長が当該本部の職員を指揮監督するという各消防本部における指揮命令系統が一元的に確保されており、責任の所在も明確になる。 ・ 指令センターの職員の身分取扱いについては、規約で定める構成団体の職員の取扱いで統一されることとなる。	・ 組織としてではなく、個々の職員を共同で設置する仕組みであり、個々の職員の事務分掌の変更や職員数の増減の度に各構成団体の議会に議決を要するため、柔軟な対応が困難である。
	職員の 設置		
協議会(管理執行協議会) (地方自治法第252条の2の2)		・ 消防の指令業務については、これまで協議会形式で共同運用を行っている団体がほとんどのため、既に共同運用を行っている団体の運用方法等を参考にして、導入しやすい。	・ 協議会は固有の職員を持たないため、協議会内で同様の業務を行うもの同士であっても派遣元の消防本部の違いによって身分取扱いが異なることとなる。 ・ いずれの消防本部においても消防本部の内部組織と異なる組織において指令業務を行うこととなるため、災害種別や状況に応じて迅速に対応できるよう、出動計画等を事前に詳細に取り決めておくことを要する。
事務委託 (地方自治法第252条の14)		・ 事務委託を受けた消防本部が指令業務の権限を持つことから、指令管制業務上の責任の所在が明確になる。	・ 事務委託を行った消防本部の指令儀業務が適切に行われるよう、災害種別や状況に応じて迅速に対応できるよう、出動計画等を事前に詳細に取り決めておくことを要する。

消防の応援協定について

1 定義

相互応援協定：消防組織法第39条第2項に基づき市町村長等の間で締結する協定

消防組織法第39条

- 1 市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。
- 2 市町村長は、消防の相互の応援に関して協定することができる。

2 締結状況

平成26年4月1日現在、全国の消防相互応援協定の締結数は2,205。うち都道府県域をまたぐ市町村間では603。

都道府県内全市町村（一部事務組合等含む。）の参加する消防相互応援協定は、全都道府県において締結されており、また、近隣市町村同士での協定も多い。

3 相互応援協定の一般的な構造

- （1）応援の実施区域・対象
- （2）災害の範囲
- （3）応援の種別

自動応援：発生地在市町村長等の要請を待たずに出動する応援

要請応援：発生地在市町村の要請に応じて出動する応援

- （4）応援要請の方法
- （5）指揮命令系統
- （6）費用負担

【一般的と思われる消防相互応援協定内容（具体例）】

● 普通応援（自動）

主に隣接区域での火災対応を想定し、一定の地域について、応援要請なしで出動する災害や部隊等をあらかじめ決めておくもの。

- 例
- ・ 隣接地域及びその周辺部での災害発生時に火災を受報又は覚知した場合は、要請を待たずに応援側から1隊出動する。

※ 延焼火災である場合には、更に自動で隊を出動させる協定を締結しているところもある。

● 特別応援（要請）

大規模災害、危険物施設火災、林野火災等の個別の市町村では対応できない事案や救急事案について、要請に応じた具体的対応をあらかじめ決めておくもの。

- 例
- ・ 救急事故で要請があった場合等に1隊出動する。
 - ・ 大火災、集団災害等の場合は、要請若しくは応援側の判断により出動する。
 - ・ 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災発生時に、応援要請を受け出動する。

※ 救急に関しても互いに管轄境をなくした直近出動運用を行い、相互に乗り入れをしているところもある。（高岡市消防本部と砺波地域消防組合消防本部）

4 管轄外への出動の実績について

平成25年中、消防本部が、その管轄の外へ出動した件数は、次頁の表のとおりである。

9,499件（延べ15,941隊、延べ53,302人）の出動があった。また、全都道府県において、消防組織法上の応援協定に基づく出動が行われた。

管轄外への出動実績一覧（H25. 1. 1～H25. 12. 31）

（件）

	合計	災害種類別				要請の有無		出動の根拠	
		消火	風水害	救急	救助	自動 （要請なし）	要請 （要請あり）	応援協定 （消防組織法）	応援協定以外
北海道	335	45 (13.4%)	2 (0.6%)	244 (72.8%)	44 (13.1%)	62 (18.5%)	273 (81.5%)	333	2
青森県	50	9 (18.0%)	2 (4.0%)	36 (72.0%)	3 (6.0%)	37 (74.0%)	13 (26.0%)	34	16
岩手県	33	8 (24.2%)	0 (0.0%)	18 (54.5%)	7 (21.2%)	23 (69.7%)	10 (30.3%)	31	2
宮城県	86	12 (14.0%)	0 (0.0%)	63 (73.3%)	11 (12.8%)	61 (70.9%)	25 (29.1%)	86	0
秋田県	65	4 (6.2%)	4 (6.2%)	50 (76.9%)	7 (10.8%)	32 (49.2%)	33 (50.8%)	59	6
山形県	33	27 (81.8%)	0 (0.0%)	4 (12.1%)	2 (6.1%)	33 (100.0%)	0 (0.0%)	33	0
福島県	94	26 (27.7%)	0 (0.0%)	57 (60.6%)	11 (11.7%)	76 (80.9%)	18 (19.1%)	90	4
茨城県	133	42 (31.6%)	0 (0.0%)	69 (51.9%)	22 (16.5%)	109 (82.0%)	24 (18.0%)	123	10
栃木県	151	59 (39.1%)	0 (0.0%)	81 (53.6%)	11 (7.3%)	137 (90.7%)	14 (9.3%)	151	0
群馬県	177	31 (17.5%)	0 (0.0%)	129 (72.9%)	17 (9.6%)	161 (91.0%)	16 (9.0%)	154	23
埼玉県	875	290 (33.1%)	8 (0.9%)	516 (59.0%)	61 (7.0%)	519 (59.3%)	356 (40.7%)	874	1
千葉県	751	324 (43.1%)	2 (0.3%)	394 (52.5%)	31 (4.1%)	580 (77.2%)	171 (22.8%)	673	78
東京都	563	158 (28.1%)	0 (0.0%)	311 (55.2%)	94 (16.7%)	330 (58.6%)	233 (41.4%)	346	217
神奈川県	1,034	244 (23.6%)	0 (0.0%)	669 (64.7%)	121 (11.7%)	671 (64.9%)	363 (35.1%)	1034	0
新潟県	103	30 (29.1%)	2 (1.9%)	64 (62.1%)	7 (6.8%)	94 (91.3%)	9 (8.7%)	95	8
富山県	121	43 (35.5%)	0 (0.0%)	71 (58.7%)	7 (5.8%)	113 (93.4%)	8 (6.6%)	121	0
石川県	76	7 (9.2%)	0 (0.0%)	69 (90.8%)	0 (0.0%)	64 (84.2%)	12 (15.8%)	76	0
福井県	56	11 (19.6%)	0 (0.0%)	40 (71.4%)	5 (8.9%)	47 (83.9%)	9 (16.1%)	49	7
山梨県	29	1 (3.4%)	0 (0.0%)	23 (79.3%)	5 (17.2%)	22 (75.9%)	7 (24.1%)	29	0
長野県	155	17 (11.0%)	0 (0.0%)	131 (84.5%)	7 (4.5%)	150 (96.8%)	5 (3.2%)	150	5
岐阜県	229	88 (38.4%)	0 (0.0%)	111 (48.5%)	30 (13.1%)	181 (79.0%)	48 (21.0%)	225	4
静岡県	334	19 (5.7%)	0 (0.0%)	274 (82.0%)	41 (12.3%)	274 (82.0%)	60 (18.0%)	331	3
愛知県	882	100 (11.3%)	1 (0.1%)	734 (83.2%)	47 (5.3%)	494 (56.0%)	388 (44.0%)	860	22
三重県	91	17 (18.7%)	0 (0.0%)	64 (70.3%)	10 (11.0%)	71 (78.0%)	20 (22.0%)	78	13
滋賀県	74	8 (10.8%)	0 (0.0%)	50 (67.6%)	16 (21.6%)	68 (91.9%)	6 (8.1%)	69	5
京都府	193	17 (8.8%)	1 (0.5%)	161 (83.4%)	14 (7.3%)	119 (61.7%)	74 (38.3%)	193	0
大阪府	1,020	167 (16.4%)	0 (0.0%)	783 (76.8%)	70 (6.9%)	707 (69.3%)	313 (30.7%)	1009	11
兵庫県	636	101 (15.9%)	0 (0.0%)	453 (71.2%)	82 (12.9%)	432 (67.9%)	204 (32.1%)	589	47
奈良県	37	12 (32.4%)	0 (0.0%)	17 (45.9%)	8 (21.6%)	32 (86.5%)	5 (13.5%)	37	0
和歌山県	105	5 (4.8%)	0 (0.0%)	92 (87.6%)	8 (7.6%)	28 (26.7%)	77 (73.3%)	105	0
鳥取県	8	1 (12.5%)	0 (0.0%)	5 (62.5%)	2 (25.0%)	7 (87.5%)	1 (12.5%)	8	0
島根県	17	1 (5.9%)	0 (0.0%)	12 (70.6%)	4 (23.5%)	13 (76.5%)	4 (23.5%)	17	0
岡山県	158	18 (11.4%)	0 (0.0%)	118 (74.7%)	22 (13.9%)	123 (77.8%)	35 (22.2%)	158	0
広島県	178	17 (9.6%)	0 (0.0%)	145 (81.5%)	16 (9.0%)	28 (15.7%)	150 (84.3%)	178	0
山口県	29	1 (3.4%)	1 (3.4%)	20 (69.0%)	7 (24.1%)	27 (93.1%)	2 (6.9%)	29	0
徳島県	19	2 (10.5%)	0 (0.0%)	12 (63.2%)	5 (26.3%)	18 (94.7%)	1 (5.3%)	14	5
香川県	27	7 (25.9%)	0 (0.0%)	16 (59.3%)	4 (14.8%)	26 (96.3%)	1 (3.7%)	26	1
愛媛県	63	4 (6.3%)	0 (0.0%)	38 (60.3%)	21 (33.3%)	57 (90.5%)	6 (9.5%)	63	0
高知県	27	4 (14.8%)	0 (0.0%)	19 (70.4%)	4 (14.8%)	4 (14.8%)	23 (85.2%)	27	0
福岡県	166	58 (34.9%)	0 (0.0%)	84 (50.6%)	24 (14.5%)	129 (77.7%)	37 (22.3%)	163	3
佐賀県	13	5 (38.5%)	0 (0.0%)	6 (46.2%)	2 (15.4%)	0 (0.0%)	13 (100.0%)	13	0
長崎県	5	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (100.0%)	0 (0.0%)	5 (100.0%)	0 (0.0%)	5	0
熊本県	89	6 (6.7%)	0 (0.0%)	78 (87.6%)	5 (5.6%)	83 (93.3%)	6 (6.7%)	89	0
大分県	51	16 (31.4%)	0 (0.0%)	25 (49.0%)	10 (19.6%)	34 (66.7%)	17 (33.3%)	50	1
宮崎県	29	4 (13.8%)	0 (0.0%)	19 (65.5%)	6 (20.7%)	22 (75.9%)	7 (24.1%)	19	10
鹿児島県	22	4 (18.2%)	0 (0.0%)	12 (54.5%)	6 (27.3%)	17 (77.3%)	5 (22.7%)	21	1
沖縄県	77	3 (3.9%)	0 (0.0%)	71 (92.2%)	3 (3.9%)	16 (20.8%)	61 (79.2%)	77	0
総計	9,499	2,073 (21.8%)	23 (0.2%)	6,463 (68.0%)	940 (9.9%)	6,336 (66.7%)	3,163 (33.3%)	8994	505

※ 1 平成25年以降に広域化を行った本部間の出動を除く

※ 2 緊急消防援助隊（消防組織法第45条）としての出動、非常事態における都道府県知事又は消防庁長官の指示（同法第43条、第44条）による出動及び非常事態における市町村長の求め又は都道府県知事の指示（災害対策基本法第67条、第72条）を除く

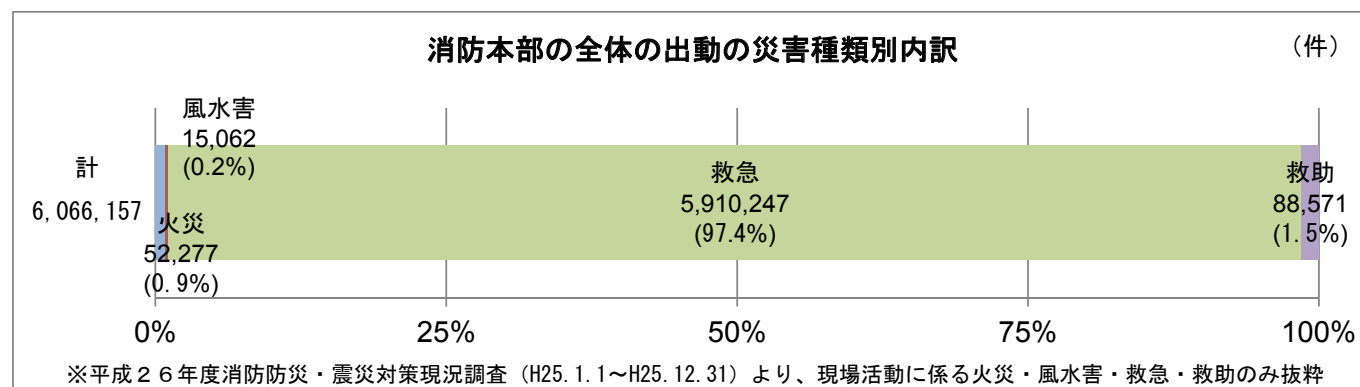
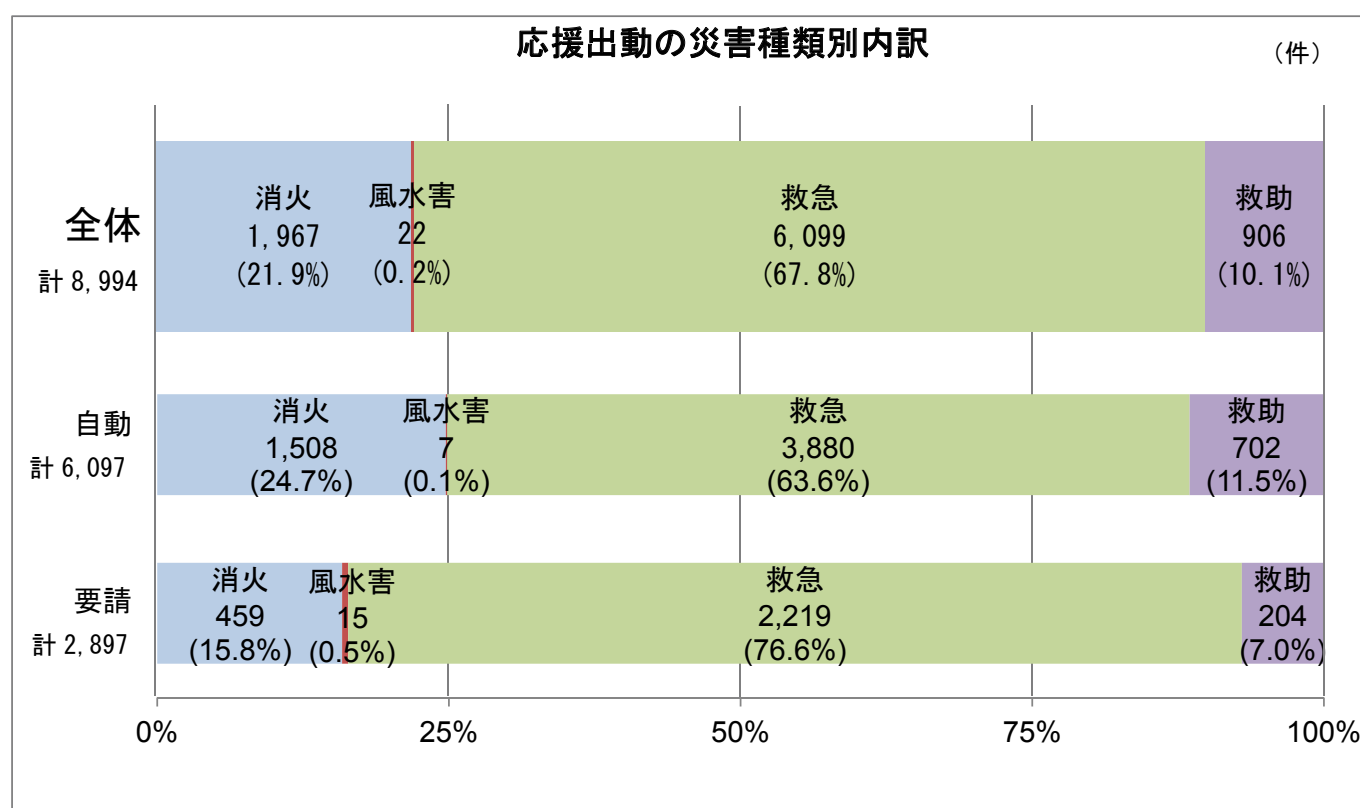
5 管轄外への出動の根拠について

平成25年中、管轄外への出動は全国で9,499件（延べ15,941隊、延べ53,302人）であった。そのうち、相互応援協定（消防組織法第39条第2項）に基づくものは、8,994件（延べ15,182隊、延べ50,194人）、全体に占める割合は94.7%であり、管轄外への出動の大半を占める。

6 相互応援協定に基づく出動について

（1）災害種類別出動件数について

応援出動の7割が救急であり、2割が消火、1割が救助となっている。しかし、管轄内外両者の現場活動の97%が救急であることと比較すると、応援出動の分野では相対的に、消火の占める割合が相対的に大きく、救急の占める割合が低い。



(2) 消防本部間の応援出動件数の傾向について

- ・平成25年中に相互応援協定（消防組織法第39条第2項）に基づく応援・受援の出動のあった消防本部間の組合せは、1,058組であった。
- ・1,058組の出動件数を見てみると、半数以上が年間4件以下となっているが、応援・受援あわせた年間出動件数が20件以上にのぼる組合せも約1割（110組）となっており、多いところでは年間80件を超える出動があった。
- ・応援した件数と受援した件数の比率を見てみると受援件数の4倍以上の応援をしている組が、全体の約7割（716組）を占めている。
- ・応援・受援の一方のみの組合せも全体の半数以上となっているが、その8割が応援・受援件数が4件程度にとどまるものとなっている。

(組)

応援・受援の比率 (応援件数／受援件数)	合計	応援出動件数＋受援出動件数 による内訳				
		1～4件	5～9件	10～19件	20～49件	50件以上
合計	1,058	571	218	159	88	22
1倍以上 2倍未満	187	46	57	44	25	15
2倍以上 4倍未満	155	56	41	35	20	3
4倍以上 (「一方のみ」を除く)	123	0	45	44	32	2
一方のみ	593	469	75	36	11	2

※本表における「応援」「受援」とは、消防の応援を行う関係にある消防本部の組合せの中で応援出動の件数が多い本部の立場から考えたものとしている。

予防業務の連携・協力・共同処理の例

(1) 違反是正の推進に係る大都市消防本部による支援

①研修派遣

- ・ 小規模消防本部の職員が違反是正その他の予防業務に係る実務的な経験を通して高度な専門的知識や技術等を習得するため、小規模消防本部から大都市消防本部へ研修生を派遣している事例がある（例：数日～数週間での短期研修、職員派遣（地方自治法第 252 条の 17）を活用した 1 年程度の期間での長期研修）。
- ・ 消防庁においても、研修を希望する小規模消防本部を公募し、大都市消防本部での 5 日間の実務研修を行う事業を実施（平成 27 年度は 42 本部を対象）。

②違反是正支援アドバイザー制度

- ・ 消防庁において、違反処理の知識・経験が豊富な消防職員を「違反是正支援アドバイザー」として委嘱し、違反是正事務を行う消防本部からの依頼に基づき、1 日～数日間、派遣する事業を実施（平成 26 年度は延べ 90 名を派遣）。
- ・ 派遣されたアドバイザーは、違反是正に関する個別具体的な相談への助言、研修支援、情報提供等を実施（現行の制度では、違反調査等のため建物に立ち入るなど、派遣先の消防吏員として権限を行使する業務を行うことはできない）。

(2) 火災原因調査に係る大都市消防本部等による技術支援

- ・ 火災原因調査は、事案によっては高度な専門性や機器が必要となる場合があり、一部の政令市消防局等において、近隣の市町村消防本部からの依頼を受け、鑑識等の協力を行っている事例がある。
- ・ 近年は、主に、消防研究センターが、小規模消防本部等からの要請により、火災原因調査に係る原因究明のための鑑識等を共同で実施（平成 25 年度に行った鑑識等は 109 件）。

根拠法	根拠条文	手法	概要	議会の議決等の手続	特徴	消防分野での主な活用実態
地方自治法	286条	一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	・関係地方公共団体の議会の議決を経た協賛による規約の定めが必要。 ・規約には、①名称、②構成団体、③共同処理する事務、④事務所の位置、⑤議会の組織及び議員の選挙の方法、⑥執行機関の組織及び選任の方法、⑦経費の支弁方法を記載する。 ・設置には総務大臣又は都道府県知事の許可が必要。	・【組織の新設の有無】法人格を有する一部事務組合を設ける。 ・【権限の所在：法律効果の範囲】本部処理するとされた事務に係る権限は一部事務組合に属する。【意思決定の手続】【財政負担】 ・【制度の制定又は改正の経緯】以前は、全ての構成団体の議会の議決を経た協賛を要した上で総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならなかったが、手続の簡素化として、一部事務組合を構成する普通地方公共団体は、その議会の議決を経て、設置することにより、設置することができることとされた(H26.3.1～)。 ・【その他】消防の広域化の一つの手段。	一部事務組合である消防本部 272本部 (H27.10.1時点)
	291条の2	広域連合	地方公共団体が、広域にわたって処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。	・関係地方公共団体の議会の議決を経た協賛による規約の定めが必要。 ・規約には、①名称、②構成団体、③区域、④処理する事務、⑤広域計画の項目、⑥事務所の位置、⑦議会の組織及び議員の選挙の方法、⑧経費の支弁方法、⑨議会の組織及び議員の選挙の方法、⑩執行機関の組織及び選任の方法、⑪経費の支弁方法を記載する。 ・設置には総務大臣又は都道府県知事の許可が必要。 ・総務大臣が許可したときはその旨の公表、総務大臣への報告、報告を受けた総務大臣による国の関係行政機関の長への通知が必要。	・【組織の新設の有無】法人格を有する広域連合を設ける。 ・【権限の所在：法律効果の範囲】処理するとされた事務に係る権限は広域連合に属する。【意思決定の手続】【財政負担】 ・【制度の制定又は改正の経緯】以前は、全ての構成団体の議会の議決を経た協賛を要した上で総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならなかったが、手続の簡素化として、一部事務組合を構成する普通地方公共団体は、その議会の議決を経て、設置することにより、設置することができることとされた(H26.3.1～)。 ・【その他】消防の広域化の一つの手段。	広域連合である消防本部 22本部 (H27.10.1時点)
消防組織法	39条2項	相互応援協定	地方公共団体の境界付近の災害や大規模な災害について、地方公共団体の区域を超えて、他の地方公共団体の区域に対する消防の応援をする協定を締結する制度。	・市町村長等による協定締結。 ・協定の締結については、議決を経る必要はない。	・【組織の新設の有無】協定を新設しない。 ・【権限の所在：法律効果の範囲】応援を受けた市町村長の指揮の下に行動する。 ・【意思決定の手続】【財政負担】 ・【制度の制定又は改正の経緯】以前は、協定を受けた市町村長の許可を受けなければならなかったが、手続の簡素化として、一部事務組合を構成する普通地方公共団体は、その議会の議決を経て、設置することにより、設置することができることとされた(H26.3.1～)。 ・【その他】消防の広域化の一つの手段。	消防本部間の消防組織法上の応援協定の締結組合数 2,205 (H26.4.1現在)
	43条	都道府県知事の指示	非常事態の場合に、都道府県知事が関係機関相互間の協定の実施その他の災害の防衛の措置を実施するよう市町村長、市町村の消防長又は水防管理者に必要な指示をする制度。	・議会の議決は必要ない。	・【組織の新設の有無】協定を新設しない。 ・【権限の所在：法律効果の範囲】応援を受けた市町村長の指揮の下に行動する。 ・【意思決定の手続】【財政負担】 ・【制度の制定又は改正の経緯】以前は、協定を受けた市町村長の許可を受けなければならなかったが、手続の簡素化として、一部事務組合を構成する普通地方公共団体は、その議会の議決を経て、設置することにより、設置することができることとされた(H26.3.1～)。 ・【その他】消防の広域化の一つの手段。	
災害対策基本法	8条	相互応援の協定	災害発生時に、地方公共団体の区域を超えて、他の地方公共団体に対する応援を行う協定を締結する制度。	・市町村長等による協定締結。 ・協定の締結については、議決を経る必要はない。	・【組織の新設の有無】協定を新設しない。 ・【権限の所在：法律効果の範囲】応援を受けた市町村長の指揮の下に行動する。 ・【意思決定の手続】【財政負担】 ・【制度の制定又は改正の経緯】以前は、協定を受けた市町村長の許可を受けなければならなかったが、手続の簡素化として、一部事務組合を構成する普通地方公共団体は、その議会の議決を経て、設置することにより、設置することができることとされた(H26.3.1～)。 ・【その他】消防の広域化の一つの手段。	市区町村間締結数 1,697 (H26.4.1現在)
	67条	応援の要求	災害発生時に、市町村長等が他の市町村長等に応援を求める制度。	・議会の議決は必要ない。	・【組織の新設の有無】協定を新設しない。 ・【権限の所在：法律効果の範囲】応援を受けた市町村長の指揮の下に行動する。 ・【意思決定の手続】【財政負担】 ・【制度の制定又は改正の経緯】以前は、協定を受けた市町村長の許可を受けなければならなかったが、手続の簡素化として、一部事務組合を構成する普通地方公共団体は、その議会の議決を経て、設置することにより、設置することができることとされた(H26.3.1～)。 ・【その他】消防の広域化の一つの手段。	
その他	連携中核都市圏推進要綱	連携中核都市圏	相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が、それぞれが、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体の区域を超えて、他の地方公共団体の区域に対する消防の応援をする協定を締結することにより圏域を形成し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する制度。	・主に三大都市圏以外に所在する政令指定都市又は中核市が、連携中核都市宣言書を作成、公表。 ・関係市町村議会の議決を経た上で、①市町村の名称、②目的、③基本方針、④連携する取組を記載した連携協約を締結することにより圏域を形成し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する制度。	・【組織の新設の有無】協定を新設しない。 ・【権限の所在：法律効果の範囲】応援を受けた市町村長の指揮の下に行動する。 ・【意思決定の手続】【財政負担】 ・【制度の制定又は改正の経緯】以前は、協定を受けた市町村長の許可を受けなければならなかったが、手続の簡素化として、一部事務組合を構成する普通地方公共団体は、その議会の議決を経て、設置することにより、設置することができることとされた(H26.3.1～)。 ・【その他】消防の広域化の一つの手段。	広域消防の運営について、連携中核都市圏形成のために締結した連携協約に記載 みやぎきき創都市圏(宮崎市等)
	定住自立圏構想推進要綱	定住自立圏	都市機能に一定の集積がある中心市と近隣市町村が、それぞれが、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体の区域を超えて、他の地方公共団体の区域に対する消防の応援をする協定を締結することにより圏域を形成し、役割分担しながら互いに連携・協力する制度。	・人口5万人程度以上(少なくとも4万人以上)の市が、圏域内の住民に各種サービスを提供する意思を示す(中心市宣言書を作成、公表)。 ・関係市町村議会の議決を経た上で、①市町村の名称、②目的、③基本方針、④連携する取組を記載した定住自立圏形成協定を、中心市と近隣市町村が1対1で締結。 ・協定締結後、中心市が定住自立圏共生ビジョンを策定、都道府県及び総務省へ送付。	・【組織の新設の有無】協定を新設しない。 ・【権限の所在：法律効果の範囲】応援を受けた市町村長の指揮の下に行動する。 ・【意思決定の手続】【財政負担】 ・【制度の制定又は改正の経緯】以前は、協定を受けた市町村長の許可を受けなければならなかったが、手続の簡素化として、一部事務組合を構成する普通地方公共団体は、その議会の議決を経て、設置することにより、設置することができることとされた(H26.3.1～)。 ・【その他】消防の広域化の一つの手段。	消防体制の強化について共生ビジョンに記載 山形定住自立圏(山形市等) 長岡地域定住自立圏(長岡市等)
	民法	議員・委任・準委任	当事者の一方が特定の行為をすることを相手方に委託する契約。	・原則として、議会の議決は不要。一定の金額以上の工事又は製造の請負契約は、議会の議決が必要。	・【組織の新設の有無】協定を新設しない。 ・【権限の所在：法律効果の範囲】協定を新設しない。 ・【意思決定の手続】【財政負担】 ・【制度の制定又は改正の経緯】以前は、協定を受けた市町村長の許可を受けなければならなかったが、手続の簡素化として、一部事務組合を構成する普通地方公共団体は、その議会の議決を経て、設置することにより、設置することができることとされた(H26.3.1～)。 ・【その他】消防の広域化の一つの手段。	

推進スキーム(市町村合併と従来の広域化との比較)

市町村合併		消防の広域化
市町村	市町村の合併の特例に関する法律ほか(H11年改正後)	消防組織法第4章ほか(H18改正後)
	市町村行政の広域化の要請に対処し自主的な市町村の合併を推進する時限的推進	恒常法規定+基本指針による期限設定
	自主的な市町村の合併(配置分合の自主的な市町村の数の減少を伴うもの)	自主的な市町村の消防の広域化(一部事務組合等又は事務委託)
都道府県	市町村には組織運営の合理化努力と規模の適正化を図る義務(自治法第2条第15項)	〇消防の広域化を行おうとするときは、協議により広域消防運営計画を作成(自治法上の協議会設置は任意) ⇒広域消防運営計画の策定
	〇市町村合併をしようとする市町村は、自治法上の協議会を設置して協議により市町村建設計画を策定 ⇒市町村建設計画の策定 ・合併市町村建設の基本方針 ・建設の根幹となるべき事業(都道府県及び市町村) ・公共施設の統合整備に関する事項 等	・広域化後の消防の運営を円滑に確保するための基本方針 ・本部の位置、名称 ・市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
	〇都道府県は市町村がその規模の適正化を図るのを援助するため、市町村の配置分合等の計画を定め関係市町村に勧告することができる。(地方自治法第8条の2第1項)	〇都道府県知事は、必要に応じ、消防に関する事項について市町村に助言、勧告、指導を行うことができる。
国	〇都道府県は市町村に対し、合併推進のため、必要な助言、情報提供等 ⇒「市町村の合併の推進についての要綱」を策定 ・市町村の地域現況・行財政現状と今後の見通し ・市町村の合併のパターン ・都道府県の取組(市町村建設計画に定める都道府県事業の実施、行財政支援 等	〇都道府県は基本指針に基づき、消防の広域化を推進する必要があると認める場合、推進計画を策定(努力義務) ⇒推進計画に定める事項 ・市町村の消防の現況及び将来見通し ・広域化対象市町村の組合せ ・広域化推進のために必要な措置 等
	〇都道府県は合併をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を実施 〇都道府県は市町村建設計画を達成するための事業の実施等を講じるように努める 〇都道府県知事は公益上必要がある場合、関係市町村に(合併)協議会の設置を勧告できる (自治法第252条の2第4項)	〇都道府県知事は、広域化対象市町村から求めがあった場合に市町村相互間の調整を実施 〇都道府県知事は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、市町村に対し情報の提供等必要な援助を行う。 〇都道府県知事は公益上必要がある場合、関係市町村に協議会の設置を勧告できる(自治法第252条の2第4項) 〇消防庁長官は必要に応じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に助言、勧告、又は指導を行うことができる。
	〇合併後の市町村の人口規模に着目した市町村合併の類型を提示 等 〇合併市町村の建設に資する財政措置を講じるように努める 〇市町村合併の意義等の普及啓発を進め、国の施策に関する関係省庁間の連携を図るための市町村合併支援本部を設置(H13.3.27閣議決定)	〇国は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、都道府県及び市町村に対し情報の提供等必要な援助を行う。 〇消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに、広域化後の消防の円滑な運営を確保するため基本指針を定めるものとする。 ⇒基本指針の策定 ・推進期間 ・広域化対象市町村の基準 ・都道府県が行う推進のための措置の基準 等
財政措置	合併をする市町村に対して	都道府県の推進計画における広域化対象市町村若しくは広域化対象市町村の加入する組合が行う事業に要する以下の経費について
	〇普通交付税措置 ・合併補正(合併直後に必要となる随時的経費について) ・合併算定替(市町村合併に伴う普通交付税額の激変緩和策)	〇特別交付税措置 ・消防広域化準備経費(運営計画策定経費、協議会負担金、住民意向調査費等) ・消防広域化臨時経費(署所再配置に伴う通信施設等に要する経費、業務統一に要するシステム変更経費等)
	〇特別交付税措置 ・合併準備経費(合併協議会への負担金、合併に向けての啓発事業等の経費) ・合併移行経費(合併前に要するシステムの統一等の経費) ・合併を機に行う公共料金・公債費負担の格差是正・土地開発公社経営健全化等の需要	〇地方債の特例 ・緊急防災・減災事業債の活用(充当率100%・交付税算入率70%) 《対象となる事業》 ①消防署等の整備(運営計画等)に基づき、必要な増改築、日本部を署所等に有効活用するための改築) ②消防指令センター(指令装置等)の整備 ③消防用車両等の整備(運営計画等)に基づく効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備) ・充当率は有利にした一般単独事業債(充当率90%[通常:75%])
その他	〇その他 ・合併市町村補助金(市町村建設計画による取組を先導的・積極的に進めるための経費) ・合併準備補助金(合併協議会の構成市町村に対して) 合併協議会設置の住民発議制度あり	〇その他 ・国庫補助金の優先配分(広域化に伴う消防防災施設等の整備について、補助金の交付決定に当たって、特別の配慮) なし

部隊等の編成に係る規制等について

【消防隊】

○規制なし

○車両の種類及び配置する地域により隊員数の基準が存在（消防力の整備指針）

- ・市街地に配置する消防ポンプ自動車、はしご自動車及び化学消防車に搭乗する隊員の数、は、5人（装備等の条件を満たすことで4人可）
- ・上記以外の消防用自動車等（救急自動車、救急用航空機、救助工作車及び指揮車を除く。）並びに市街地以外に配置する消防ポンプ自動車、はしご自動車及び化学消防車に搭乗する隊員数は、それぞれの機能を十分に発揮できると認められる数とする。

【救急隊】

○隊員数及び隊員に関し、法令上の規制あり

- ・救急隊は、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって、又は航空機1機及び救急隊員2人以上を持って編成しなければならない。（消防法施行令第44条第1項）
- ・救急隊員は、救急救命士の免許を受けている者、消防法施行規則第51条に定める講習の課程（135時間）を修了した者又は消防庁長官が消防法施行規則第51条に定める講習の課程を修了した者と同等以上の学識経験を有すると認定した者のいずれかに該当する消防職員をもって充てるようにしなければならない。（消防法施行令第44条第3項）

○そのほか、救急救命士の配置の基準が存在（消防力の整備指針）

- ・救急自動車及び救急用航空機に搭乗する救急隊の隊員のうち、1人以上は、救急救命士とするものとする。
- ・救急救命士は、救急救命士養成所において必要な知識及び技能を修得した者等（救急救命士法第34条）のうち、救急救命士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けたものである。（同法第3条）

【救助隊】

○隊員数及び隊員に関し、法令上の規制あり

- ・救助隊・・・・・・・・人命の救助に関する専門的な教育を受けた隊員5人
[署の数] 以上で編成するよう努めるものとする。
(救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第2条)
- ・特別救助隊・・・・・・・・人命の救助に関する専門的な教育を受けた隊員5人
[10万人以上
15万人ごとに1隊など] 以上で編成する。
(救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第4条)
- ・高度救助隊・・・・・・・・人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた
[中核市以上
+長官指定市] 隊員5人以上で編成する。
(救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第5条)
- ・特別高度救助隊・・・・・・・・人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた
[政令市以上] 隊員5人以上で編成する。
(救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第6条)

○救助隊員の資格についての基準あり（救助活動に関する基準）

- ・消防大学校における救助科（234時間）を修了した者、消防学校における救助科（140時間）を修了した者又は救助活動に関しこれらの者と同等以上の知識及び技術を有する者として消防長が認定した者のいずれかに該当する消防職員をもって充てるようにしなければならないとしている。

【指揮隊】

○法令上の規制なし

○隊員数の基準あり（消防力の整備指針）

- ・指揮車に搭乗する隊員数は、3人以上（多数の人命危険等が発生するおそれが大きい施設が存する消防署に配置する場合は4人以上）とする。

【予防要員】

○法令上の規制なし

○要員数の基準あり（消防力の整備指針）

- ・消防本部及び署所における予防要員の数は、2人以上とする。
- ・火災の予防を担当する係又は係に相当する組織には、予防技術資格者を1人以上配置するものとする。

救急隊の編成

法令の規定

<消防法施行令 第44条第1項>

救急隊(次条第一項に定めるものを除く。)は、救急自動車一台及び救急隊員三人以上をもつて、又は航空機一機及び救急隊員二人以上をもつて編成しなければならない。ただし、救急業務の実施に支障がないものとして総務省令で定める場合には、救急自動車一台及び救急隊員二人をもつて編成することができる。

例 外

● 転院搬送における特例

消防法施行規則において、転院搬送で医療機関の医師や看護師などが同乗する場合は、救急隊員2名で編成できるとされている。

● 構造改革特区認定による特例

横浜市において、構造改革特区認定の特例要件を満たしていることを条件に、緊急度の低い事案に限って、救急隊2名での出動が認められている。

<特例の要件>

- ① 通信指令室等に医師が常駐し、指導又は助言を行う体制
- ② もしもの場合に、3人以上の救急隊員により速やかに対応できる体制
- ③ 119受信時の緊急度・重症度の適切な識別及び通報から出動までの手順

<参考>

横浜市では救急隊1隊3名を基本としており、2名で出動した場合も、残る1名が増強要請に対応できる体制としている。

横浜市での救急隊2名での出動は、全出動件数の0.3%(平成25年中)になっている。

救急隊3名編成での救急活動時の各役割

1. 担架搬送

- 床上に横たわる傷病者を担架へ収容する際は、抱き上げるのに隊員2人、担架を背中側に差し入れるのに隊員1人と、任務を分担することで安静と安全を確保
- 担架での移動時は、担架の横倒し、傷病者の落下を防止するため、頭側に1人と左右に1人ずつを配置し安全を確保



2. 応急処置

- 心肺停止の場合、1名が人工呼吸、他の1名が心臓マッサージを行って、残る1名が運転を担当して医療機関に向かう。



- 軽症～中等症の場合においても、救急車での搬送途中は、救急車の運転を行う1名のほか、1名が気道確保や酸素吸入あるいは固定、止血などの応急処置を行いつつ、他の1名は血圧測定、心電図測定などの観察を継続し安全確認などを任務分担し継続した活動により、症状の悪化防止、苦痛の軽減を図っている。

(搬送途中の任務分担例)

症状例	隊員1	隊員2	隊員3
意識障害	気道確保・酸素吸入	血圧測定・心電図測定	運転
腹痛	体位管理・動揺防止	血圧測定・聴診	運転

救急隊編成基準緩和についての提案事例

愛媛県西予市消防本部の現状

西予市消防本部

- ・管轄面積 473.41km²
- ・管轄人口 34,290人
- ・消防職員 64人
- ・救急隊 5隊
- ・救急件数 約2,000件／年
- ・署所 本署1、支所1、出張所2



救急隊の拠点 (現状)

救急隊の拠点は、人口が集中する地区に設置しており、周辺地域には職員数の関係から平日昼間のみ救急車を移動配置している。



年代別程度別救急搬送人員 (単位:人)

	死亡	重症	中等症	軽症	合計
65歳～	95	610	1,266	596	2,567
18～64歳	10	111	312	395	828
～18歳	1	2	53	119	175
合計	106	723	1,631	1,110	3,570

(平成25年1月1日～平成26年12月31日)

約3割

地区別現場到着時間	明浜地区	城川地区
平日日中 (明浜町・城川町から出動)	6.25分	8.00分
夜間・休日 (宇和町・野村町から出動)	31.50分	20.17分

時間短縮

平成27年度「地方分権改革に関する提案募集」における 愛媛県西予市消防本部の提案

西予市消防本部の要望

救急隊(現行3名)を2名で編成し、軽症患者を搬送したい

○目的:現場到着時間の短縮による救命率の向上

○手段:消防法施行規則第50条(救急隊の編成の基準の特例)の改正

想定している運用の例

○出張所(明浜町・城川町)

【現在】平日昼間のみ、3名編成の救急隊を配置

⇒【想定】24時間体制で2名編成の救急隊を配置

○2名で対応できない場合に備え、出張所からの出動と同時に、本署(宇和町)または支署(野村町)からも3名編成の救急隊も出動。

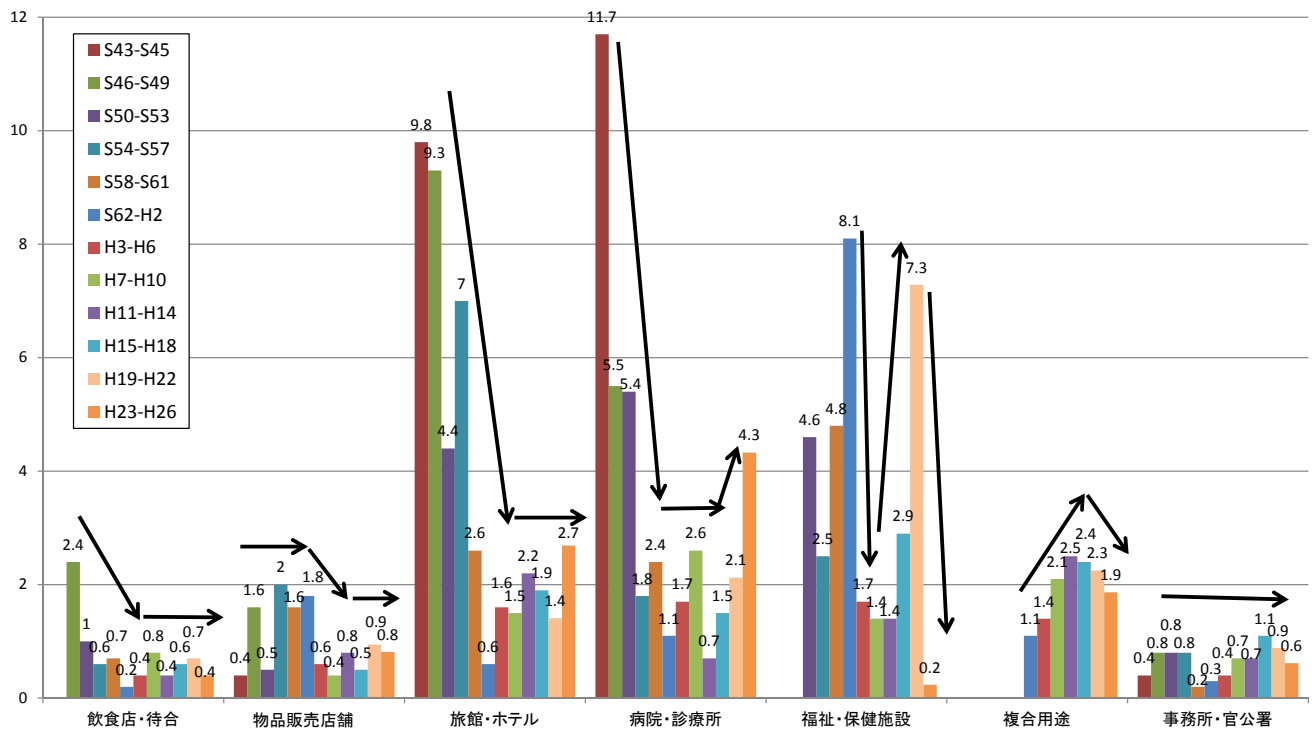
○現場到着した救急隊長による

トリアージ → 軽症 → 2名での搬送
→ 中等症以上 → 3名編成の救急隊の到着後、搬送

第4回人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会 (平成28年1月19日開催)

小林恭一委員提出資料

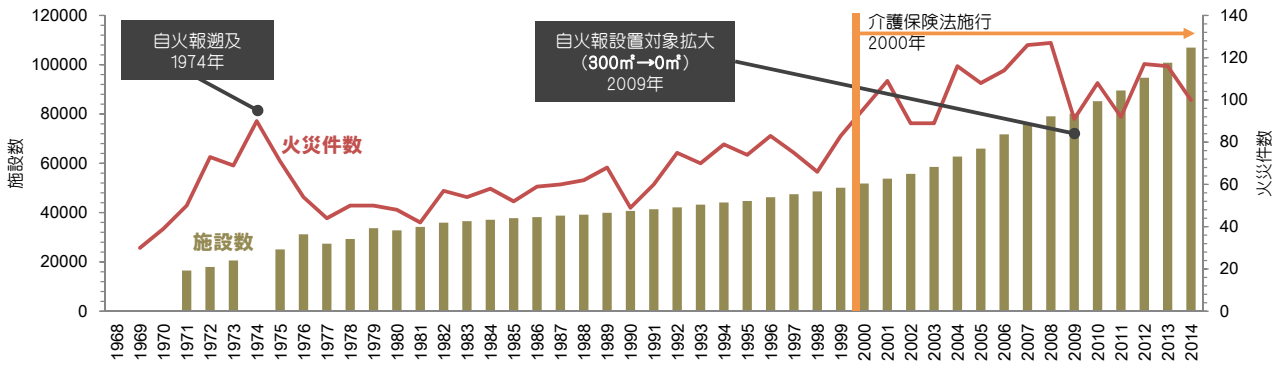
建物火災100件当たりの死者数の推移



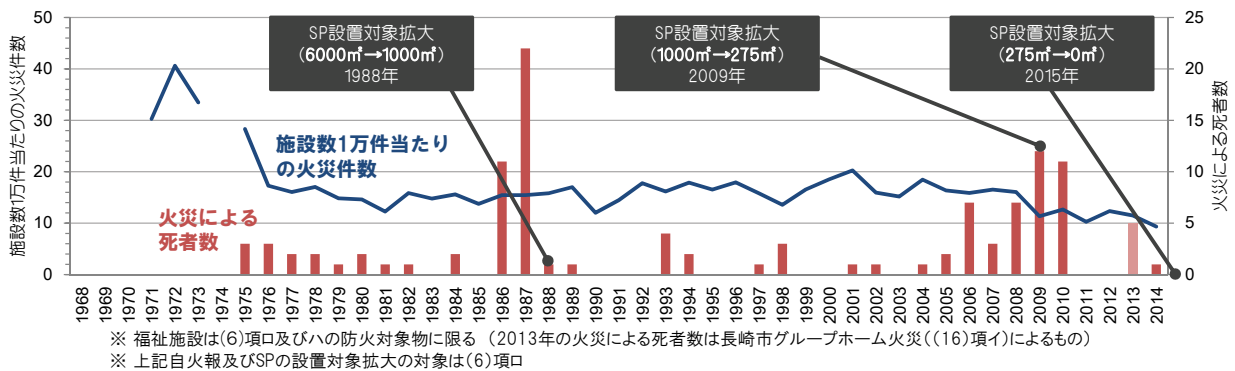
福祉施設の火災の推移

(消防白書より作成)

火災件数と施設数の推移



施設数に対する火災件数の割合と死者数の推移



防火対象物数に比べ予防体制は大幅に縮小されている

- 火災統計を見れば、消防法による適時適切な規制の効果は明らか
- 規制の執行に当たっては、消防法令を改正するだけでなく、現地消防機関の適切な指導が必要
- 特に違反是正を厳正に行う体制の維持が不可欠だが、縮小傾向(右図)
- 福祉施設の規制強化の推移とその効果を見る限り、現時点では予防体制が縮小される中で何とか規制の効果を上げているが、**これ以上の縮小は危険**

平成元年と比べて平成25年の消防職員の
総出動人員は1.8倍に増加
(1,736万人⇒3,141万人)

《増加率の大きい活動の例》

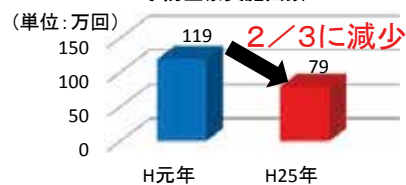
救急: 785万人⇒1,789万人(2.3倍)
演習訓練: 112万人⇒275万人(2.5倍)
広報指導: 85万人⇒136万人(1.6倍)
救助: 38万人⇒105万人(2.8倍)
◎火災出動: 113万人⇒92万人(80%に減少)

平成元年と比べて平成25年の 防火対象物数は1.4倍に増加

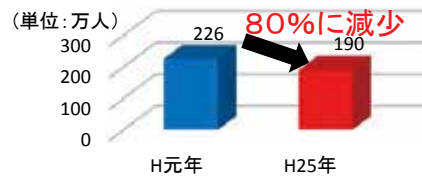
(292万棟⇒400万棟)*

しかし

予防査察実施回数

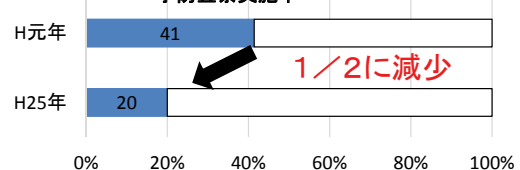


予防査察実施人員



その結果

予防査察実施率



※ 消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物のうち、(1)項から(16)の3項までに掲げる防火対象物で延べ面積が150㎡以上のもの及び(17)項から(19)項までに掲げる防火対象物

